

令和4年3月1日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 中島 | 信二 | 12番 | 服部 | 良一 |
| 2番 | 高山 | 正信 | 13番 | 大坪 | 久美子 |
| 3番 | 青木 | 勉 | 14番 | 寺尾 | 高良 |
| 4番 | 川口 | 堅志 | 15番 | 栗原 | 吉平 |
| 5番 | 橋本 | 正敏 | 16番 | 三角 | 真弓 |
| 6番 | 田中 | 栄一 | 17番 | 森 | 茂生 |
| 7番 | 堤 | 康幸 | 18番 | 栗山 | 徹雄 |
| 8番 | 高橋 | 信広 | 20番 | 川口 | 誠二 |
| 10番 | 牛島 | 孝之 | 21番 | 松崎 | 辰義 |
| 11番 | 萩尾 | 洋 | 22番 | 角田 | 恵一 |

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

| | | |
|------------|----|----|
| 事務局長 | 井手 | 勇一 |
| 事務局参事補佐兼次長 | 高山 | 康博 |
| 参事補佐 | 樋口 | 安澄 |
| 書記 | 中島 | 知子 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | |
|---|---|-----|-----|
| 市 | 長 | 三田村 | 統之 |
| 副 | 市 | 松崎 | 賢明 |
| 副 | 市 | 松尾 | 一秋 |
| 教 | 育 | 橋本 | 吉史 |
| 総 | 務 | 原 | 亮一 |
| 企 | 画 | 石井 | 稔郎 |
| 市 | 民 | 牛島 | 憲治 |
| 健 | 康 | 橋本 | 妙子 |
| 建 | 設 | 山 | 口英二 |
| 教 | 育 | 原 | 信也 |
| 総 | 務 | 秋 | 山勲 |
| 人 | 事 | 牛 | 島新五 |
| 財 | 政 | 田 | 中和己 |
| 定 | 住 | 高 | 巢雅彦 |
| 商 | 工 | 山 | 口幸彦 |
| 企 | 業 | 橋 | 本秀樹 |
| 環 | 境 | 石 | 橋信輝 |
| 福 | 祉 | 栗 | 山哲也 |
| 子 | 育 | 平 | 島英敏 |
| 介 | 護 | 平 | 武文 |
| 建 | 設 | 轟 | 研作 |
| 林 | 業 | 若 | 杉信嘉 |
| 第 | 一 | 木 | 村孝 |
| 第 | 二 | 堤 | 辰幸 |
| 学 | 校 | 郷 | 田純一 |

議事日程第3号

令和4年3月1日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高橋信広議員
- 2 松崎辰義議員
- 3 三角真弓議員
- 4 森茂生議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の一般質問、よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。高橋信広議員、松崎辰義議員、三角真弓議員、森茂生議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

皆様おはようございます。8番高橋信広でございます。傍聴席の皆様には大変お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

今年に入りまして、第6波となる新型コロナウイルス感染が広がりがちで、いまだに収まる状況がなく、一進一退の状態が続いておりますが、このような中でも御尽力いただいております医療従事者をはじめ、関係者の全て皆様に心より感謝申し上げます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日は、地球温暖化対策の推進についてお聞きいたします。

地球温暖化は、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に増加し、強まったことが最大の要因と言われております。また、地球温暖化によって、気温や海水面の上昇、ゲリラ豪雨をはじめ、異常な降水による災害など地球環境への悪影響、さらには水、食料不足や健康被害など人への悪影響も及ぼしております。

2015年にC O P 21においてパリ協定が採択され、その中には今世紀後半に温室効果ガス排出量と森林等による吸収量の均衡を達成するという目標が掲げられております。日本も菅政権において2020年10月に、いわゆる2050年カーボンニュートラルを表明し、昨年6月には地域脱炭素ロードマップが策定され、流れは一気に脱炭素社会への実現に向けた機運が高まっております。

地方自治体においても、脱炭素社会に向けて2050年ゼロカーボンシティを表明した自治体は、昨日現在で全国598団体、うち福岡県20団体に上っており、官民ともに動きが活発化しております。

当市も、第5次総合計画において地球温暖化対策の推進を目標に掲げ、全庁挙げて取り組まれるものと期待しているところでございます。

そこで、2050年カーボンニュートラルを実現するための構想、目標のほか、5つの具体的課題についてお聞きしたいと思っております。

執行部におかれましては、明確な回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

あとは、質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いをいたします。

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地球温暖化対策の推進について、カーボンニュートラルの実現に向けてという課題でございます。

2050年カーボンニュートラルを実現するための構想とシナリオをどのように考えているのかから、7番の森林吸収源対策においては森林環境譲与税の活用による森林整備や木材の利活用等について具体的にどのように取り組むのかまで一括して答弁をさせていただきます。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、今定例会で上程いたしました補正予算及び当初予算に計上いたしております国の補助事業を活用して、温室効果ガス削減目標値の設定や将来ビジョンの作成、具体的な施策内容の検討に着手したいと考えております。

その中で、部門ごとの温室効果ガス削減に向けた効果的な対応も検討してまいります。

森林における温室効果ガス等の吸収及び固定能力を高めるためには、適切な森林整備と環

境保全が重要であることから、森林整備に係る経費への支援と森林経営管理制度及び荒廃森林整備の継続的かつ重点的な実施や間伐材の搬出経費に対して支援を行い、木材出荷による流通と活用を図ることで循環型林業を促進させ、森林吸収源対策につなげてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○8番（高橋信広君）

極めてシンプルでノーマルな御回答をいただきまして、ありがとうございます。

国は、昨年6月に地域脱炭素ロードマップを取りまとめて、公表いたしました。このことは、昨年8月の広報紙の中にも掲載されておりまして、市としても重要な戦略ツールとして受け止めておられると推測しております。このロードマップをどのように捉えておられるのか、まず、その件についてお聞きいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

国のほうが示しましたロードマップにつきまして、2050カーボンニュートラルを目指していく中で、国としてはできるだけ早い段階でカーボンニュートラルの状態に近づけていく、こういう戦略を立てております。

各市町村、こういったところに先行的にやれる地域というのを募集をかけていきまして、モデルを100か所程度つくって、そういったモデルケースを増やししながら、それを発展させることで、できるだけ前倒しにニュートラル化していくという狙いがございます。

本市といたしましても、そういった潮流に乗りながら、できるだけ前倒しの対応というものを検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

その検討をされるに当たって、この地球温暖化対策について庁内のほうでいろいろと検討をされている、組織化されて議論されていると聞いておりますけど、その体制について少し、よかったら御紹介いただけますか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

本市の庁内の協議を行う組織としまして、令和3年5月に八女市地球温暖化対策検討委員会を立ち上げております。構成委員としましては、副市長を筆頭に部長、課長、まずは全体ではなく、企画とか建設経済、定住とか林業、こういったところで委員を組織しておりまして、あとはこの中で打ち合わせていく中で、この構成委員の広がりも見ながら対策を講じていこうということで考えております。

これまでの取組としましては、勉強会を開催したり、あとは国のほうが、先ほど前倒して仕掛けていこうとする取組として脱炭素先行地域、こういったものへの取組を市町村のほうに要望しているところもございまして、こういったところに向けてどういうふうに取り組んでいくかとか、そういった方向性、こういったものを話しながら、今後、市内全体にこの温暖化対策への意識の醸成を形成していこうと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

資料のほうを頂いております。

1つは、2013年度福岡県自治体別温室効果ガス排出量、もう一つが温室効果ガス削減目標ということですが、資料のポイントを簡単に結構ですので、御説明いただけますか。

○環境課長（石橋信輝君）

まず、資料の1つ目の資料、福岡県内の自治体別の温室効果ガス、こちらはCO₂の排出量になっております。2013年度の排出量の一覧でございます。こちらは環境省が公表しております数値でございます。この2013年度というのは、温室効果ガスの削減目標設定の基準となっている年度でございますので、この2013年度の数値の一覧を提供させていただいております。

それと、もう一つの資料でございます。温室効果ガスの排出削減目標ということで、これは国、福岡県、本市の目標の設定状況について記したものでございます。パリ協定のときに設定された削減目標と菅総理が2050年カーボンニュートラル宣言後に見直された目標を載せております。

国においては、既に宣言後の見直された目標というのが定められておりますが、県においては、現在、温暖化対策実行計画、こちらの見直し作業を行っております、今年度末頃に数値のほうも公表予定であるということでございます。

本市におきましては、パリ協定に基づいて公共施設に係る削減目標、こちらを設定しておりますが、市区域全体におきます公共設定というのは行っておりません。今後、ここを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

この数値は、国だけは基本的に見直しが行われている、あとは、県と市のほうはこれからということですが、少し気になるのが、やっぱりこういう数値の測定方法であったり、算出方法であったり、それによってはかなりばらつきが出る可能性がありますよね。

そういう意味で、国の指導、あるいは県の指導含めて誤差が100%出ないというのは想定できませんけど、5%以内ぐらいの誤差になるように、やっぱり国にはしっかりと働きかけ

ていただいて、スタートするとき、2013年の実績と、それから毎年進捗をはかるときの方式がきちりどこの自治体も同じ方式でやるということにならないと、あまり最終的なゼロカーボンに、自治体によってはできた、こっちはできなかった、これは数値のあやみたくないところ、これでは全く困るので、この辺りをぜひしっかりとスタート時点でやっていただくように、これはお願いします。

それから、エネルギー政策として、これから自然エネルギーにいかにか換するかということが、これは一番重要なことだと思います。これについて、数年かけて八女市としてもいろいろと取り組んでいただいています、国の動き等を考えると、やっぱりこの自然エネルギー切替えというのは最重要課題になってくると思っております。

そういう意味で、本年事業の福岡県エネルギー利用モデル構築促進事業業務というのを、まだ完全には終わっていないでしょうが、これを踏まえて現時点でのエネルギーの方向性、もし分かれば教えてください。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

自然エネルギーの転換について、これはまさに御指摘のとおりだと認識しております。

本市においても、これまで太陽光をやはりメインとして転換を進めて、市全体としても進んでおるといことで、行政としましても一般住宅への発電施設とか学校施設、避難所等に太陽光発電を設置してきたという経過もございますし、また、木質バイオマス、この導入等にも取り組んできておるところでございます。

現在、この県の補助事業を活用して行っておりますのは、木質バイオマスボイラーを活用する温浴施設、これが停電したときに再エネによって起動するというシステムの調査を行っているところでございます。

このことは、近年、災害規模等が大きくなっている、こういった状況を踏まえまして、避難される方が温浴施設等を利用されると、こういったことをちょっと想定して、調査事業を進めております。

申し上げたいのは、今後、この2050のカーボンニュートラルを目指す中で、いろいろな再エネ導入計画等を練っていきたいと考えておりますけれども、この県単で行っている事業のように地域に課題があるわけですね、いろんな八女市特有の課題とかがある、また特性もある。こういったところを課題とかを解決していくような、こういった調査であり、ビジョン、こういったものを検討していきたいと。

なので、本市の特徴的な自然エネルギーをもって地域の課題を解決していく、こういった道筋を立てられないかということに柱を置いて今後の事業に着手していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

これはもう一度十分に審議しながら最終的な八女市の方向性を決められるとは認識しておりますけど、この国が出している地域脱炭素ロードマップ、これを見ていまして、やっぱりエネルギーのどちらかという選択肢のメニューをたくさん出しているところとちょっと受け止めてはいるんですけど、あれが100%とは思いませんけど、そういうところからいっても八女市の現状を見ますと、太陽熱をどう利用するかというのが、やっぱりメインになるということ間違いなく思うんですね。

そういう中で、太陽光のこれからの設置、これが農業の例えば、ため池であるとか、それから営農タイプの太陽光であるとか、あるいは太陽熱を、今もソーラーシステムがありますけど、これも昔からある中でも、もう少し思い出してそういうことも一つの提案としてやるとか、あとは、私個人的には水力発電の可能性はないのかとか、そういうことを含めて、ぜひ八女市の自然エネルギー、早期の確立をこれについてはお願い申し上げます。

エネルギーについて、少し松尾副市長にちょっとお聞きしたいんですが、私は当市の地域資源を生かして自然エネルギー、この自給率を上げることが地域経済の活性化につながる、さらには地域経済の循環率を上げることにつながると思っています。

そういう意味では、行政がさらにやっぱり踏み込んで取り組む必要があるのかなと思うんですが、具体的には地域のエネルギー関連事業者、そういうところと提携というより出資したり、発電事業に参画、あるいは関与するというのも必要なのかなと思っておりますが、それによっては自然エネルギーの早期の実現ができたり、八女市の地域経済の活性化につながると思うんですが、副市長、どういうお考えか、お聞きいたします。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

課長も申し上げましたが、先行100の自治体に選ばれるということも含めて、今、いろんな検討を行っているところです。

昨年6月に地球温暖化対策検討委員会を立ち上げた後、様々な議論をしているんですけども、私自身は、まず今回の補正予算でもお願いしてはいますが、10,000千円の環境省の事業を使いまして、来年度1年間で八女市が果たしてどのような構想を立てていくことで2030年に46%、それから2050年には100%を削減できるような取組ができるかということをしかりつくっていかうと考えています。

私は、八女市の特徴というのは非常に広大な面積を持って、しかも地形が山間部から中山間地、そして扇状地が広がっているというこの平野部、これは福岡県内でもこれだけのいろんな変化する地形と広い面積を持っているところはないと思っています。なので、八女市の

平野部ではどんな再エネができるのか、立花ではどうなのか、黒木ではどうなのかと。いろんな産業特徴がありますので、例えば、上陽で、星野で、矢部で、それぞれの環境が違います。

私が思っているのは、これは、もちろんしっかりと今度は予算をいただいて議論をしていく必要があるんですけども、平野部でしたら、おっしゃっていたようにため池、あるいは防災用調節池とか造りますので、ああいった空間で発展ができないかとか、あるいは山間部では小水力発電ができないかとか、バイオマス発電も随分検討しましたけれども、なかなか大規模なものしか今はないという中で小規模な発電ができないか、あるいは畜産関係で発電ができないかとか、いろんなことが八女市には可能性があると思っています。その組合せをどんなふうにしていくのか、そして今、八女市にある事業者、電力会社も含めてですけども、様々な事業者がどう関わっていくことで、それがうまく機能していくのかと、いろんなことを来年度1年考えた上で、八女市が最適なプランをつくっていく、そして全国の100自治体に選ばれていくと、そういったところを目指していくのが私はいいいんではないかと、今、そういう立場で会議を進めているという状況です。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ぜひ自給率を上げるための、それもできるだけスピードを持って、できる手法ということ、この1年の中でぜひ進めていただきたいということで、これについては終わりたいと思います。

3番目の産業、それから業務関係におけるCO₂削減ということなんですが、これは具体的にはこれからと思っています。

ただ、既に事業間では前に進められているところも結構ありますし、そういうことと温度差もかなりあると感じています。

そういう中で、このカーボンニュートラルの取組について、実現に対する、いわゆるそういう事業者の方々に対しての啓発、啓蒙活動というところがこれが重要じゃないかと思っておりますが、将来的にはいろんな成果発表をやったりとか、表彰制度をつけたりとか、そういうことも踏まえて、今後どういうお考えか、これについてお答えいただけますか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

さきに配付しております資料のとおり、CO₂排出量、いろんな分野、部門で排出がされていると。今おっしゃった産業の部門ですとか、こういったところは製造業とか農林水産業、こういったものを含めておりますし、業務部門においては、いろんなオフィスとか、公共施設もここに含まれます。あとは、公共交通、交通の運輸部門、こういったものもございます。

要は、これは行政だけの取組でどうにかやっていけるという部分ではないと思います。民間、あるいは市民の方々とどうやって連携取るのかというところが必須になると考えております。

これを進めていくに当たっては、まずはこのビジョンをつくっていく中で、市民、事業者、行政の協働、この形を実際、協議会と呼ぶのかちょっとそこはまだはっきり分かりませんが、そういった組織を持って目標の共有化であったり、同じ方向を向いた取組、こういったものを進めていく体制を構築していく必要があると考えております。

また、先行して、例えば、民間の事業者さんたちが取組をされた場合、これが非常にモデルケースとなるような、そういったものについては、広くその事業内容をアピールしたりして、そういったことで設備導入とか省エネ事業、こういったものの普及拡大が期待できるということも考えておりますので、そういったのは連携、協働の在り方、この辺をしっかりと意識しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

分かりました。このことについては、今後、具体的にスタートするときにはいろいろと出てくると思いますので、今日はこのくらいの質問にさせていただきます。

4番目のCO₂削減ももちろんですけど、やっぱりこれから資源循環という観点でお聞きしたいんですけど、今、可燃ごみの問題が我々見ている中で、廃プラスチックの量、それから生ごみ、それから紙類というのが非常に気になっています。これは全て資源ごみとして再生が可能だという視点でですね。

そういう中で、資料をいただいております、生ごみのほうの、いわゆるコンポスター、電気式の処理機とコンポスター等、入れていただいております。

この数値を見る限りでは、例えば、可燃ごみの令和2年の平成28年度比では、やっぱり3%減っていますね。下の生ごみの処理機の数量もどんどん増えて、去年は150台ということで3倍増になっていると。こういうことを考えると、この生ごみの影響がかなり削減に影響しているというか、この効果だと私は捉えていますし、そういうことだと思います。

ただし、非常にやっぱり微減というところを、これをどうするかということが大きな課題だと思っておりますが、生ごみについては、ちょっと後ほどお話ししますが、もう一つはごみ袋、これは1枚40円ですかね。この価格設定ですね、もともと考え方というのは市民の方に負担をしていただくということで設定されたと思うんですが、皆さん、市民の方は40円、もう当たり前ということで何となく続いているような気がしますけど、この辺りのごみ袋の量を減らすということも含めて、少しこのごみ袋の在り方、これについてもちょっと御検討いただければということで御質問いたします。

○環境課長（石橋信輝君）

ごみ袋に対する御質問でございます。

今、お話しいただきましたように、ごみ袋につきましては、ごみを処理する費用の一部を御負担いただくという意味合いで有料化ということにしております。

料金価格的には、これも近隣の自治体含め、県内の自治体、こういったところの価格帯とこのをちょっと参考にして、この金額というのは設定されております。

あと、おっしゃいましたように、全国の自治体を見てみますと、非常にごみ袋の料金の設定を高く取って、それをもってごみの量を減らしていこうという動きを取られているような自治体さんもございます。その辺りの効果がどの程度のものかというのは、研究が私ども、ちょっとできていない部分がございますので、今後そういった、ちょっと研究重ねながら、ごみ袋の料金、有料化、そういったものの在り方というものを整理させていただきたいと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ごみ袋と絡みながらでしょうけど、要は可燃ごみをどう減らすかというところで、まず廃プラスチックのほうですね。

これについては、国のほうがこの4月1日に施行されるプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律というのが施行されるようですが、ただ、概要をざっと見させていただいたら、非常にまだいろんな説明をしていただかないと、これでできるんだなというのは我々が見た限りでは分かりません。

今後、この国の考えがどういうふうに波及していくのか、八女市としてはどう捉えていくのか、今後の計画を含めてお尋ねいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えいたします。

廃プラスチックの資源化につきましては、今おっしゃいましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律というものが今年4月1日施行という形で今、国のほうが動いております。

この法律というのが、プラスチックという素材に焦点を置いておまして、このプラスチック製品の設計から廃棄物として出たときの処理、ここの一貫した中で関わってくる、あらゆる主体にプラスチック資源循環の取組というものを促進するという趣旨の法律となっております。じゃ、ここに市がどういうふうに関わるかといいますと、プラスチック廃棄物の排出、回収、あとリサイクルという、この段階において市がメインで関わってくるという位置づけになります。

市としましても、おっしゃるように法律をして、どういうふうに具体的に、じゃ、運用するのかというのが、まだ国のほうからも、ちょっと情報が届いていないようなところもございますが、市としましても、この法整備を見据えて、例えば、既設の可燃ごみのステーション、あれを活用して、例えば、月2回程度、回収していったらどうなるかとか、こういったシミュレーションを行いながら、今、研究をちょっと行っているところでございます。いろんなシミュレーションによって、その試算も行っているんですけども、やはり広域な自治体でございまして、やはり回収費用のほうが相当額見込まれてくるのかなということを懸念しております。

こういった財政措置につきましては、全国市長会等を通じて今、国のほうにも財政支援のほうの要望もいたしておるところでございまして、引き続き、こういった八女市であればどうなるかという研究をちょっと続けながら、今後の対応をちょっと見据えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

このプラスチックについては、本当に国がようやく腰を上げてということなので、少し時間はかかると思いますが、ぜひ八女市としていい方向に、このプラスチックは資源化に向けてできるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、生ごみのことなんですけど、生ごみのことについては、先ほどのコンポスターとか、それから共同でやったりとか、それから電気式とか、こういう活用をしながら八女市としてやっていこうということなんですけど、どうしてもスピードという面では厳しいと感じます。

実は、1月22日の西日本新聞に大刀洗の実証実験のことは御存じですかね、課長は。この前、ちょっと私も気になって、この中に生ごみを小型バイオマス装置で処理するということがあったので、具体的にどういうやり方なのかということを中心にちょっと聞きに行ったんですけど、ここはももとの目的がごみ減量、コスト削減へと、削減するということが大きな目的ということと地域住民の居場所づくりという、このセットで考えたことで、事業者としてはアマタという、これは京都の会社なんですけど、そこが常駐して、いろいろと指導されておりました。

このバイオマス装置自体は、奥行きが1,800ミリメートルぐらい、横が2,700ミリメートルぐらいですかね、高さ1,800ミリメートルぐらいの小さなもんなんですけど、ただ、問題は生ごみを500グラムずつしか入れられない。それを20日ぐらいで液化ができる。あと残りはガスとして出すという装置なんですけど、ただ、市民の方、近所の方が持ってきて処理するというんですけど、効果としては、やっぱり近所の方と会って、そこで雑談をして、ちょっとお茶を飲みながらという、こういう効果感があると、あっ、こういうのも一つかなという

ことは思っています。

それから、コンポストのこれは杉町の責任者の方にいろいろお話ししますと、やっぱりリーダーがいなくなかなかできない、やっぱりお世話をしっかりしていかないと。ただし、効果としては、これも同じように、近所の方とのコミュニケーションができて、話ができるようになったとか、それからお花を一緒に生けたりとか、そういう効果もありますので、この生ごみについては一律どこに何をということは非常に厳しいと思いますが、いろんな選択肢をぜひ御検討いただければと思っておりますので、これについては時間もないので、要望として出しております。生ごみについては何とかしていただきたいということは、前から思っておりますので、その選択肢をいかにつくるかということも一つかなと思っております。

それからもう一つ、紙の問題ですけどね、紙については基本的にほとんどのものは出せるんですよ、八女市の場合は。

ただ、私個人的にも実は限定して出すもんだという認識がありまして、そういう意味では雑紙の置き方、資源ごみのほうにちゃんと出せるよというところをもう少しアナウンスを含めてやっていただきたいんですが、これについて何か対策をお考えであればお聞かせください。

○環境課長（石橋信輝君）

今、御指摘いただきました雑紙の部分ですね。

おっしゃいますように、非常に難しい判断が、特に段ボールと厚めの雑紙との区別とか、そういったところが分かりにくいというお声があって、なかなかその適正な分別まで、ちょっと面倒であるという声が届いているのは実際ございます。

対策としましては、今、ごみのカレンダーとかアプリとかを使って啓発とかも行っていますが、やはり現地に出向いてでの分別の説明会とか、こういったものの機会を多く取っていかないと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

近い将来、やっぱり可燃ごみが極端に減るような時代にさせていただくように要望いたしまして、これについては終わらせていただきます。

次に、家庭部門のこのエネルギーについては、これもちょっと奥深いので、ちょっとやり出したら切りがないんですが、これからの特に省エネというところで住宅については、いわゆるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ZEHのほうが増分増えていくというか、そういう方向にあると思うんですね。片一方ではリフォームをどういう省エネタイプにするかというところで、ここについての補助制度というのが、国のほうはあることは一応知っていますが、八女市としてはどういうお考えですか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えします。

省エネにつきましては、再エネの設備導入とかと併せて、一緒にやらないとカーボンニュートラルの効果は生まれないと考えております。

ZEHとか省エネ住宅、こういったものの補助は、今おっしゃいましたように、国のほうで補助事業がございます。市のほうには現在ございません。

しかしながらも、やっぱり国が掲げているZEHの目標とか、あの規模まで持っていこうとすると、やはり市町村も何らか国と連動した形でバックアップしていかないと、ちょっと目標達成もかなりハードルが高い数字かなと考えておりますので、具体的な中身は今のところちょっと整理できておりませんが、方向性としては、そういった国との連動も視野に入れながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

これから本当に増えていくと思いますので、ぜひ支援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今、この家庭部門の中に環境基本計画、この中にクールチョイスというのがずっとあるんですが、なかなかピンと来ないんですね。このクールチョイス、これは国を挙げて国民運動としてやるという割には、国もそんなにPRはしていないし、これについて具体的に何かこういうことをやっていこうという、そういう運動までやられる予定ですか、これは。

○環境課長（石橋信輝君）

今、御指摘のクールチョイスにつきましては、省エネとかを目指して、いろんな製品、サービス、行動等、こういったものに対して省エネに結びつく選択をしていこうと、ざっくり言うところそういった中身のものの国民運動でございます。

私ども環境基本計画の中で、このクールチョイスの推進というのは掲げておるんですが、実態として目に見えるような形で全体的な取組というのは、ちょっと今できていないかなと。個別的に、例えば、クールビズであるとか、エコドライブとか、個々の部分については、それぞれ取組が進んでいってるところもあるかもしれませんが、相対的なそうした仕掛けというのは、ちょっとまだうちのほうとして弱い部分だと思っておりますので、今後、強化の方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

次に、運輸部門について少しお聞きしたいんですが、この運輸部門についてのCO₂削減

しようということでは、国も含めて電気EV自動車をはじめ、電動車に切り替えていこうということでも、動いておられますし、2035年には100%という目標も入っております。

そういう中で、公共交通網の中でも、こういうことを具体的にどうしていかれるのかということと併せて、今後、民間の車の扱い方や電動自転車を100%切り替える過渡期にカーシェアリングというのが非常に国のほうも推奨しておりますけど、このカーシェアリングの八女市としての考え方、これを併せてお答えいただければと思います。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

まず、国のほうが進めております2035年までに電動自転車を100%にするという部分についてです。まず、市内の状況を見てみまして、乗用車につきましてはハイブリッド車が多く見られますけど、なかなかまだEV車を見かけることも少ないという状況であるとも思います。

また、バスやトラックに至りましては、なかなか実用化までの状況になっていないという状況かと思えます。先日から乗合タクシーの事業者の中にはバスの会社もございますので、そういったところとも意見交換をしておりますけど、なかなかEVというところまでは行っていないし、ハイブリッドもまだ値段が高いという状態でそこまで進んでいないと伺っています。

そういう中で、今、議員申されましたとおり、八女市の地域公共交通網形成計画、令和4年度に見直しして、実質的には令和5年度からその計画に従って事業を推進させていただきたいと思っておりますけど、現状を考えますと、将来的にどういうふうな取組を取り入れるのかという部分につきましては、なかなか認識はしているものの、具体的には国の政策を見ながら、そこに補完していくというやり方にしか、ちょっとなり得ないのかなと考えているところでございます。

また、もう一点ありました。カーシェアリングの考え方ですけど、カーシェアリングも都会に行きますと駐車場を利用したやり方として普及をされているという部分は見えてきます。

ただ、現状、車を使うということになりますと、一般的には購入でありますとか、どうしても必要なときはレンタカーまたはカーシェアリングという部分が使えれば、そういうやり方いろいろな車の使い方が出てきているとは認識しております。

そういういろいろな方法がございますので、八女の地域でどういった方法がいいのか、購入という方法に頼らざるを得ないのか、またはカーシェアリングという形で皆さんで共同で利用していただけたほうがいいのかという部分につきましては、今後、検討の方向で協議をさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

分かりました。カーシェアリングについては、やっぱり都心を中心というか、地域性がこれはかなりあると思います。この地域については1人1台以上持つような地域でございますので、カーシェアリングは受け入れられるかどうかということも含めて、今後どういう、進捗を見ながら検討いただければと思います。

ただ、今、このカーシェアリングの一つに公用車のシェアリング、つまり八女市であれば3台の電気自動車があります。これを平日は公用車として当然使いますが、夕方であるとか、それから休日、ここについては市民の方に貸し出そうという動きというか、具体的に進んでいるところがあるんですね。将来的には、そういうやっぱりせつかくの財産、市民にも乗っていただくという動きは、これは何か増えていくような気がしております。

それは、一つは試乗しながら電動自転車のよさを分かって、それから例えば、燃料の入れ方、これやったら自分でも買えるなど、購入につながるということと、片一方では2台あるところを1台はシェアリングでも行けるかという、そういうことも含めて今後の民間の在り方ということ、個人の在り方と、車の扱い方、持ち方ということも含めて、ぜひ市のほうでそういうシェアリングというところを、いろんな事故の問題とかそういうのがあってしょうけど、実際、あちこちでやっているということの事例がありますから、そういうことを含めて、検討をお願いしたいんですけど、総務部長、いかがでしょうか。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

カーシェアリング、いわゆる車を所有でなくて共同で利用するという形で結果的に車の台数を減らしてCO₂を削減していくという動きは徐々に広がっているということは認識をしておるところでございます。

一方、公用車を職員以外の方に利用してもらうということにつきましては、議員おっしゃいましたように、事故のときの対応など、その辺の制度的な問題もございますので、それについて十分慎重に検討する必要があるだろうと思っております。

先進自治体でカーシェアリング、公用車のカーシェアリング的な利用をしている自治体につきましては、レンタカー会社を介して自治体がそれをリースという形で、いわゆる平日の利用と土日の利用の形態が異なるような組合せをしているような状況もあると存じておりますので、そういうことが可能か、そういう民間の力がこの地域であるのかということも含めて、一つ検討はさせていただきたいと思っております。

ただ、電気自動車の普及につきましては、日産グループと連携協定を締結しておりまして、電気自動車の普及と災害対応について一緒にやっということも結んでおりますので、そういうところも一つ、検討の足がかりにできたらなと思っております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ぜひこれも早急に御検討いただいて、できるところはやっていただければと思います。

最後になりますけど、森林吸収源対策について少しお聞きしたいと思います。

国のほうで2030年度に2013年度比で46%の削減というのは先ほどの資料からも出ています。そのうちの吸収源というのは、この46%のうちに7.4%ぐらいの効果を見ているんですね。

ただ、この7.4%がどうなのかなと。この辺、八女市にとってどういう削減効果が見込めるかというのは、何か算出があれば教えていただけますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

八女市におきます森林関係におきます二酸化炭素、要は温室効果ガス等の吸収量ですね。

実は、正規の数値ではございませんが、こういう地球温暖化対策ということを踏まえた上で、林業振興課のほうで概算数値ということで森林計画上における杉、ヒノキのみの人工林、面積に対してのちょっと計算をしてみました。本来であれば、二酸化炭素吸収量を算定する上では成長量とか様々な係数を掛けてするところでございますが、単純な計算として、今現在、杉、ヒノキのみの人工林面積が約2万2,700ヘクタールでございます。八女市でですね、これはあくまでも杉、ヒノキの人工林ということで。これに対します二酸化炭素量を単純な概算数値で算出してみますと、市内における杉、ヒノキの人工林における二酸化炭素の吸収量は約9万6,000トンの概算見込みということで計算をしているところでございます。

この吸収量を単純に環境課が今、資料を提示しております温室効果ガス削減目標の八女市におきます2013年温室効果ガス排出量の合計数値が62万3,000トン、CO₂ということになっておりますので、これを単純にちょっと年度は違いますが、単純に割り返すと、八女市から排出される温室効果ガスの約15%を吸っているということになりますが、森林の二酸化炭素吸収量の算定の考え方が森林吸収源対策が実施された森林、つまり間伐とか森林整備とか、そういうのが的確に行われた森林となりますので、これはあくまでも概算数値ということで、この15%はまだ減少する可能性はございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

この制度というところは、これからいろいろと研究されるので、これからとは思いますが、試算としては非常に比較的高いですね、八女市の場合はですね。

ただ、これは全国的な傾向からいくと、いわゆる森林の整備だけでは、やっぱり厳しいだろうということは認識されているようで、その中の一つはやっぱりCO₂を固定化する、あるいは貯蔵するという、こういうこれは壮大なやっぱり資金が要りますので、一気にはいけないんでしょうけど、そういう考え方が一つ。

それからもう一つは、やっぱり森林なら植林ですよ。植林をどうするかということなんですが、具体的には早生樹——10年から25年ぐらいで成長するようなことが早生樹ということらしいですけど、この植林によって荒廃農林地の整備をやって、CO₂吸収源を創造するというのを新たな取組として八女市の中の地域住民と事業者の方が進めておられるようです。

既に、林業振興課の中にも先進地域に視察に行かれたと聞いておりますが、この件について、感想というか、実際、八女市の事業として考えられるのかどうか、この辺り、課長の見解をお聞かせいただけますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

早生樹におきます荒廃農林地の整備と申しますか、そういった取組についての御質問だろうと思いますが、この取組につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、検討してあります地域住民の方と情報交換を含め、視察等にも当課の職員のほうで随行をしたところでございます。

現状としまして、まず、荒廃した林地につきましては、現在、国、県及び市の単独事業を活用しながら竹転事業とか、そういったものを行っております。

あわせて、荒廃森林の整備によりまして、侵入竹の伐採とか、もしくは広葉樹への転換、早生樹でいきますと、現在、センダン等の早生樹の植栽促進等も取組を進めているところでございます。

一方で荒廃農地、これに関しましては、早生樹とか広葉樹等への植栽転換ですね、これにつきましては現状として農地におきます関係法令、そういったものの制限等の関連性もございまして、それらの問題とか課題等を整理していく必要があると考えております。

いずれにしても、地域住民の方の積極的な樹木の植栽等の取組活動でございますので、地域の自然環境とか、あと、森林の環境保全をしていく上では大変重要なことだと捉えておりますので、今後も地域住民の方との情報交換とか、あと、国、県の制度の法令とか、そういったものも的確に把握をしながら、また、情報収集を行いながら、早生樹における将来的な、もう一つ問題の流通対策ですね、そこらあたりも踏まえて、荒廃農林地への早生樹の植栽については様々な観点から市の取組の方向性を今後、研究、調整を図っていきたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今の話の中で、少し国のほうの後押しというか、これはある住民の方からいただいているニュースが、林政ニュースというのがあり、これの1月26日付に「荒廃農地の森林化支援、来年度から新事業 苗木代などを助成して持続的利用目指す」と。「農林水産省は、人口減

少や担い手不足で増加している荒廃農地を計画的に森林化して有効活用を図る新たな支援事業を来年度から始める。同省の農村振興局地域振興課が所管している「最適土地利用対策」の助成メニューに「計画的な植林」を追加し、手入れが難しい田畑は山林に地目を変更して、持続的に利用できるようにする。植栽する樹種は問わないが、短伐期で収益が得られるコウヨウザンやセンダンなどの早生樹が有望としている。」ということで、農林水産省はこういふことを発信しておられます。

今、この地域住民の方が取り組んでおられる、後押しするような内容なんですけど、今、地域住民の方がやろうとされているのは、いわゆる早生樹の中でも超早生樹、いわゆる五、六年で成長する早生ニホンキリを進められておりますが、これが八女市にとっての新しい事業、モデル事業になるのか、こういうことを模索されておるわけですけど、これについてはちょっと農業というところからの絡みがあるので、山口部長、どういふお考えか、お聞かせいただいいていいですか。

○建設経済部長（山口英二君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたように、実は災害の関係からも流域治水という考え方が今広がっていきまして、これも森林の整備はもちろんですけれども、中山間地に広がる荒廃農地ですね、ここの利活用も検討していかないと、なかなか河川工事等だけでは災害は防げないという考え方は国のほうも出ています。

その中で、おっしゃられましたように、荒廃農地を植林して山林化するという考え方は、そういう方向からも出ています。当然、市内にもかなりの荒廃農地もございますので、そこら辺は国の考え方もありますし、耕作者、所有者の方の意向もございますし、そこら辺も含めて、可能な分についてはそういう対策も必要かなということで考えます。

一方、当然、農地としての利活用も必要になるかなということで考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

このことは、ぜひ可能性としては——可能性というのはこの表面上は非常にいいと我々素人でも感じるんですが、ただ、問題は例えば、早生ニホンキリの場合は五、六年でできる、じゃ、その材料をどういふ販売ルートに乗っけて、それがちゃんと消化できるかとかね、どんどん作られて、今度は過剰生産にならないかとか。それからもう一つおっしゃった法的な整理ですね。この2つが課題だと思っておりますので、その両面でいろんな支援をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

時間がなくなってまいりましたので、三田村市長に最後、お聞きしたいと思ひますが、2050年のカーボンニュートラルを実現するためには、やっぱり基礎自治体のそれぞれの知恵

を出し合って取り組まないと簡単には行かないと思っております。何よりも首長の皆様の覚悟とリーダーシップというところが必要と思いますが、ゼロカーボンシティの宣言を含めて、市長のお考え、思いを、ぜひお聞かせいただければと思います。

○議長（角田恵一君）

市長、時間ございませんので、簡潔にお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

もう少し時間があると思いをお伝えできるんですが、いろいろカーボンニュートラル2050年、国際的な世界の、あるいは極端に言いますと地球上の問題、地球の存亡と言ってもおかしくない大きな課題でございまして、各国が御承知のとおり、国の重要施策として取り組んでいる状況でございまして、我が国も、国をはじめ、この環境問題、非常に二酸化炭素の削減目標を掲げながら、あらゆる分野に今働きかけをしているわけでございますので、私どもも二酸化炭素削減目標策定をして、そして将来のビジョンを、やはりきちっと持ちながら進めていかなきゃならん。

同時に、今、森林の問題ございましたけれども、これも大きな実は削減目標の課題でございまして、じゃ、八女市の場合は杉の木が非常に多い、じゃ、杉の木がそれだけの二酸化炭素の吸収力が高いのかいうと、それもまだ明確でないところがあります。

ただ、普通のヒノキですとか雑木でいきますと、保水力が非常に高いということで……。申し訳ございませんが、途中で。一生懸命やらさせていただきます。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

時間が参りましたので、8番高橋信広議員の質問を終わります。

午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

21番松崎辰義議員の質問を許します。

○21番（松崎辰義君）

皆さんおはようございます。日本共産党の松崎辰義です。私はさきの通告に基づき、一般質問を行います。

まずは学校統合の問題ですが、過去3度質問を行ってききましたが、どうも学校再編基本構想をよく理解できていないと思いました。もう一度、この令和元年度八女市立学校再編基本

構想について深く理解しなければという思いで質問をさせていただきますので、私にも分かるように説明をよろしく願いいたします。

それでは、1番目、令和元年度八女市立学校再編基本構想について。ア、学校再編の必要性について、イ、学校再編の基本方針について、ウ、学校再編の基準について、エ、校区の見直しについて、オ、学校再編を進めるにあたって。

2番目に、災害対策についてお伺いをいたします。

昨年8月に大きな災害が起きました。特に上陽の真名子においては道路が通れなくなって、星野に行くにも矢部を回って行かなければならないし、普通であれば30分程度で行くところですが、1時間半以上かかって星野まで行くことになりました。迂回路が本当に必要だと去年思ったところですが、また、ほかのところもあると思いますが、一番の幹線道路である星野への道路、これの迂回路をぜひ考えていただきたいと思います。

2番目に災害後の情報の周知についてであります。

災害が起きまして、星野、それから上陽の方から毎日のように電話が入ってきます。どうなっているのかと、いつ再開するのか、今の状況を知らせてほしい、何も分からないと、区長に聞いても分からないという話が多々ありまして、その都度、建設課に連絡をして、聞いて知らせるといった状況でした。

それをぜひ、そういうところにはチラシを配るなり、いろんなことで今の状況を知らせてほしいということをお願いし、災害対策のほうでやっていただきましたけれども、やはり災害後、本当に困った市民の中で、どういう情報を知り得るのか。また、緊急ラジオはございますけれども、全てが緊急ラジオでできるとは思いませんし、そこら辺の災害に遭われたところへ丁寧な情報を届けることが大事かと思っておりますので、その周知について、今後どうされるのか、お願いをいたします。

あとは質問席より順次質問を行いますので、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、教育行政につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に災害対策について御答弁をいたします。

災害対策についてでございますが、まず迂回路の整備についてのお尋ねでございます。

災害発生時の道路は最も重要なインフラの一つで、市民生活への影響も大きいことから、通行止めになった場合、安全に通行できる迂回路が必要となります。災害発生時に想定される迂回路については、日頃から道路状況を把握するとともに、地域との情報共有を図り、関係機関と連携しながら、災害に強い道路の維持整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害後の情報の周知についてでございます。

災害発生後の情報については、被害状況を的確に把握するとともに、地元行政区と連絡調整を行い、FM八女やホームページによる周知のほか、関係する地域の区長を通じて連絡を行うとともに、周辺への看板設置等により周知に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

1、教育行政について。令和元年度八女市立学校再編基本構想についてのお尋ねです。

ア、学校再編の必要性。学校は、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていく場であることから、一定規模の集団を確保する必要があると考えています。

イ、学校再編の基本方針。児童生徒にとって望ましい教育環境等を実現することを基本方針としています。また、小学校と中学校を統合する場合は、施設一体型義務教育学校化を推進します。

ウ、学校再編の基準。基本的には、クラス替えができる1学年2学級以上、児童生徒数は1校100人以上を目指していますが、地理的状况も考慮する場合があります。また、再編計画の対象は八女市立学校全校ですが、複式学級が生じているなどの状況があれば優先的に検討する必要があると考えております。

エ、校区の見直し。現行の校区を分割することなく、再編後の校区を構成していきたいと考えております。

最後に、オ、学校再編を進めるにあたって。まずは地域で十分に協議を行っていただき、地域の皆様から要望書が提出されれば、在り方検討委員会を設置し、地域の皆様と適切に推進していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

質問に当たりまして、6番目、学校再編を進めるにあたっての1に書いてあるように、児童生徒、保護者、地域の皆様に丁寧に説明し、理解をしていただくように努めますとありますので、どうか私にも分かるように説明をまずはよろしくお願ひしたいと思います。

初めのところに、「小規模校のよさを認めつつも適正な学習環境を整備し」ということで、ここにある小規模校のよさを認めつつというのはどういうことを指しているのか、また具体的に言えばどういうことなのか、まずはそこをお願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

小規模校のよさを認めつつも申しますのは、再編整備の基本構想の小規模化のメリット

ということで、学習面とか生活面、学校運営面とか、ここに具体的に例示をさせていただいております。この項目のことをきちんと理解した上で進めますということでございます。

○21番（松崎辰義君）

そういう小規模も大事にするということだろうと思っております。具体的に実際に北浜学園、矢部清流などは非常に小さな小規模校だとは思っておりますけれども、学校再編の必要性に書かれている国が定める標準的な学校規模、12学級から18学級に一步でも近づけていくということが重要だと書かれております。

さきの6月議会で、この法的根拠はと聞くと、課長は存じ上げておりませんと答弁をされました。そして翌日、法的根拠としては学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されておると。また、第79条において中学校についても同規定で準用されておりますと言われました。つまり、12学級以上18学級以下を標準とするというのが実態であって、いわゆる法的根拠というものではないと理解しましたが、どうでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員、今おっしゃられたように、学校教育法施行規則の第41条に基づいて我々は考えているということでございまして、まず法的根拠というのがあるかないかとかという話になれば、この施行規則に標準が示されておりますので、それに近づいていくというのが当然のことだろうと考えております。しかしながら、標準学級数を下回れば、統合をしないといけないという規定も存在しないのもまた事実でございます。ですから、先ほどのように、標準学級数というののはっきり書かれておりますので、それに近づいていける努力をするということにおいては、根拠は学校教育法の施行規則にあると考えております。

また、「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」ということが明記されておりますので、例えば隣の校区と物すごく離れていて、統合しても通学がちょっと難しいと、それを特別な事情と。また、地域も全然望んでいないということであるならば、それも特別な事情の中に入るのではないかなと、今のところ考えておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

よく分かりました。要は法的根拠というよりも、地域も含めてこれが標準としてあることは書かれていることですから、事実です。これに近づきたいというのが教育委員会としての考え方と理解はするところですが、やはり例えば、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引というのに基づいてこれもつくられておりますけれども、これの学校規模

の適正化、検討の際に考慮すべき観点ということで、法令上、学校規模の標準は、さっき言いましたように学級数により設定されており、小中学校とも12学級以上18学級以下が標準とされていますが、この標準は特別の事情があるときはこの限りではないという弾力的なものになっていることに留意が必要だと1番目に書かれているんですね。つまり、あまりこのことを押しつけるべきではないと。

文科省の考え方として、これを用いることは構わないけれども、やっぱり留意する。先ほど課長も言われたように、地域の実情とかいろんなことに留意しなければならないとあるわけですから、そこも十分酌み取ってやっていただきたいと思うわけですが、教育委員会として、この12から18学級に一步でも近づけていくことが重要だと、非常にこの数値にこだわっておられるように見受けられます。先ほど子どもたちの教育の向上、学力の向上、そういうものを考えるときに、当然多くの人の中で切磋琢磨をするということが言われております。そのことも大事だろうと思えますけれども、やはり地域性とか、地域の人たちの感情、それからまちづくりをどうやっていくかと思うときに、そういうことも考える必要があると思っております。

この数字にこだわられる理由、ここを進めていかれる最大のポイントというのはどのように考えてあるのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

こだわっているかと言われれば、あくまでもこれは標準でございますので、こだわるという強い表現まではございません。ただ、我々が考えておりますのは、一つは手引の中に記載されている、先ほど御説明しましたメリット、デメリットを抜粋したものにありますように、あまりに小規模化が進みますと、デメリットのほうがメリットを上回って多くなるということが1つございます。

それと、そういう状況を踏まえて、この手引の中に、小学校の場合、1学級から5学級、複式学級が存在する規模において、おおむね複式学級が存在する学校規模、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があると、メリット、デメリットに基づいて、そう記載がされておるところでありますので、議員おっしゃられるように、統合に関しましては、単純に数字だけで言えない部分というのは当然でございます。それは十分分かっております。ただ、そういう検討はしないといけないということで、今いろんなところで会議が持たれていると理解をしておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

一つの目標・指標的なものなのかなと思って、実情を見れば、まだまだいろんな課題があ

ると。特に今言われた複式学級というのを一番念頭に置いておられるのかなど、この解消について何とかしたいと考えておられるのかなとは思いますが、

3番目の学校再編の基本方針の中に、学校は各地域における文化の中心であり、心のよりどころであるので、旧町村、上陽町、黒木町、立花町、星野村、矢部村には1小学校、1中学校、1義務教育学校を堅持しますとありますが、さらに少子化が進行した場合に児童生徒にとって最大限の学習環境の整備になるよう学校再編に努めますということで、非常に、今、地域においてはさらなる少子化が進んでいるのが現状だろうと思うんですね。

正直、あとどれぐらいすれば少子化が——子どもたちがいなくなるということはないでしょうけれども、本当に減っているのが今の現状だろうと思っております。実際に矢部清流学園を見ますと、現在、学校36名おりますが、増えるときもあるんですけども、少しずつ減っていく。令和9年には、これは入学数を出していただいたので、その単なる足し算ですから、そうなるということではありませんが、31名程度になるだろうと考えられます。上陽の北浜学園も97名おるのが令和9年には81名になるだろうと。実際にずっと減っていく。まだまだこれでさらなる再編とはならないとは思いますが、やはり考えておかなければならないから、ここに書かれているんだろうと思っておるんですね。

何年後ぐらいを見越していますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

学校再編と申しますのは、これはあくまでも出生数で単純に足し算をしているということでありまして、我々、明確に何年後という決まりというか、決定事項というか、そういうものはございません。ただ、やっぱり毎年毎年、予測というのを随時変更、改善しながら進んでおりますので、その時点で6年先、7年先、10年先に、もしもこれがいなくなるんじゃないとか、そういう心配があるようであれば、そのときにちょっと考えさせていただくというスタンスで今のところいっているところでございます。

○21番（松崎辰義君）

分かりました。実際にどう動くかというのは誰も予測はできないだろうと思えますし、また施策の中で増えることも可能性としてはあるわけですから、やっぱりそういうことも織り込みながら考えていく必要はあるのかなとは思っています。

ただ、この基本構想がいつまでなのか。いつまでを大体考えてあるのか。言われるように、今後、児童生徒の数というのはいろんな形で動いていこうと思えます。この間、柳川の再編が出ておりました。あれは在り方検討委員会ですから、きちっとした会議の中で、10年を見越してということで10年の計画としてつくられております。これもやっぱり、どれぐらいか期限を考えて、このままだといつまでこの基本構想でいくんだろうかと思うものですか

ら、やはりこれは今後、例えば10年間を見越してこの基本構想でいきます、先ではまた基本構想も変わっていきますということが本当は必要なんじゃないか。これがずっといったら、それこそ大変なことになりはしないかと思うんですけれども、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

今、議員おっしゃられたように、当然、永久にこの基本構想が続いていくということとはございません。ある程度の段階で改善をしていくと、改変をしていくということは、当然我々は考えております。

この基本構想につきましては、総合教育会議等でもお話し合いをさせていただいて、市長の了解も得ながら、この問題については進めておりますので、3月にその会議が持たれますので、そこでも検討させていただきたいと思っております。

○21番（松崎辰義君）

ぜひ、普通10年スパンというのが大体多いわけでしょうけれども、一定皆さん方で、今後、八女市の状況を考えたときに、これぐらいの年度で区切りながら、基本構想も考えていったほうがいだろうということで、やっぱりそういった計画性を持って、ぜひ基本構想も今後続けていっていただきたいと要望をしておきたいと思えます。

それと、小学校と中学校を統合するに当たっては、施設一体型義務教育学校化を推進しますということで、なかなか一体型でできるのかといたら、予算の問題、場所の問題、また、これは基本構想ではなく、予算を伴ってですから、在り方検討委員会で当然検討されることになると思うんですけれども、それを目指しますということでされておりますので、今、2つの地域で義務教育学校検討がされております。なった場合、結局は一体型として進めていくということで考えてよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

今現在、行われている地域における協議会でのお話し合いの中では、以前、御答弁申し上げましたように、市の教育委員会として、こうしてくださいということは申し上げませんとはっきり言っておりますし、答弁もいたしておりますので、そのつもりで進めているところであります。ですから、フリーの状態で地域の中でお話し合いをさせていただいているということでございます。

ただ、これが正式に要望書として上がってくれば、当然、在り方検討委員会を開催させていただくということになりますので、どういう要望書が上がってくるかも全然分からない段階でございますけれども、その中においては教育委員会の立場といたしましては、この再編基本構想に載っているとおり到我々としては持っているということでございます。

○21番（松崎辰義君）

今の段階では何とも言えないということでしょうけれども、今2つの正式名称はちょっと忘れましたが、推進するための学校の検討委員会が2つのところでなされている。ほかにも何かあるようなことは聞いておりますが、正式に発足しているのは2つだと。在り方検討委員会は結局、そこがもし答申を出された場合——そりゃ、まだ出てきておりませんので、出された場合、でも、聞くところによりますと、大体その方向で固まっているようなことは聞きますけれども、その2つの答申が出された時点で、在り方検討委員会を設置されますか、まだほかのそういうところを待って、在り方検討委員会を設置しようとお考えなのか、そこから辺の今後、進め方としてはどのようにお考えなのか、お願いします。

○議長（角田恵一君）

学校教育課長、今、議員が質問の答申という言葉は合っていますか。（「要望書のことと思います」と呼ぶ者あり）それは修正をしておってください。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員がおっしゃられた答申というのは要望書ということで受け取らせていただいて御返答させていただきたいんですけれども、在り方検討委員会というのはあくまでも個別のケース、ケースで立てていくものでございます。以前、矢部のときには矢部の在り方検討委員会が立ちましたし、上陽のときには上陽の在り方検討委員会が立ちましたので、それと同じように、現在行われている見崎中校区のところから来れば、その見崎中校区の件での在り方検討委員会というふうに進んでいくということでございます。

○21番（松崎辰義君）

ということは、要望書が出されれば、その時点でその地域でつくっていく。そこからどういう方を人選して行って、どれぐらいでつくるかというのは今からでしょうけれども、そういう進め方になるということですね。

もう一つ、既存の施設を最大限に活用しということで、施設一体型だから新しく建てますよということではないんだと。もし、そうなった場合でも既存の施設を最大限に活用することは大事なことだろうと思いますけれども、学校が近ければ、例えば以前だったら上陽とか北浜の場合は、最終的には一体型にしましたけれども、割と学校が近い。遠かったら、なかなかそれも厳しいなど。そこで説明の折にも言われておりますように、分離型ということになるんでしょうけれども、本当に分離型で満足とはいかんまでも、子どもたちにそういう教育ができるのかということが非常に心配になるわけですね。

実際にお金の問題も含めて、施設一体型になるまで何年かかるんだろうと。矢部の場合は、そこに造って、割と安くできたという話は聞いておりますが、全部がそういうわけにはいか

ないだろうということになると、相当のお金も要る、時間もかかる。そういうものについて、今後、在り方検討委員会でされるんでしょうけれども、その間の子どもたちの教育の状況というのをどのように考えておられるのか。

というのは、例えば先生が増えます。校長先生が1人になるから、また事務の先生が1人になるから、その分、先生が増えますという話は聞いておりますが、2つに分かれているのであれば、これは大変じゃないかなと、そこら辺のやり方というのは考えてしてあるということでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

今現在で予定していると、計画しているということとはございません。我々はあくまでも義務教育学校にするのであれば、施設一体型を目指すということでございまして、それに変更はございません。

ただし、例えば在り方検討委員会が立ち上がって、その中で令和のある年度に開校しますということが決定されたとして、その後の市議会におきまして予算化とかいろんな検討がなされますけれども、そこでもうちょっと後にしか建てられませんよという間、ギャップと申しますか、ずれと申しますか、それが生まれたときには、もしかしたら分かれて勉強しよって、そして一緒になりますということもあり得ない話ではないとは思っています。ただ、我々はあくまでも施設一体型義務教育学校を推進しますとはっきり申し上げておりますものですから、それは当然施設一体型を目指して、在り方検討委員会の中でも予算の見通しというか、そういうのも含めて検討をさせていただくということでございます。目標は施設一体型ということをはっきり申し上げたいと思います。

○21番（松崎辰義君）

分かりました。在り方検討委員会でどのようにするかということになると思いますが、心配するのは北浜学園のときに、校長先生も減った、事務官も減っていいということになったけれども、実際には事務が回らなくて、市のほうで事務官を雇ってしなければならない状況が起きたということも聞いておりますので、非常に分かれてするということの大変さがあると思いますので、そこは子どもたちに影響がないように、また、どうすることが一番いいのか十分検討をしていただきたいと思います。

それから、学校再編の基準ですけれども、クラス替えができる1学年2学級以上、児童生徒数1校100人以上ということが、これがよく分からないんですけれども、クラス替えができるということは2クラスということになるし、今35人学級です。全て35人が2クラスなければならないとは思いませんけれども、100人以上というのは——以上ですから、どこまでもいいんですけれども、実際問題として、これを見た限りではちょっとそういう想像が私は

できないものですから、これはどう理解したらいいのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

まず、この根拠というか、我々の考えている表現の土台になっているものというのはやっぱり手引でございまして、そこに望ましい学級数の考え方というのが示されております。その中で、「小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。」と書いてあります。そこからすると、あくまでも再編構想、基本構想に書かれているものは理想というか、目指す姿を上げさせていただいておりますので、1学年2学級を目指すのが当然でしょうということでございます。

もう一つ、全体の100人という数値でございます。我々、先ほど議員もおっしゃられたように、複式学級を何とか解消していきたいという思いを持っております。それで数字上のこととなりますけれども、1学級40人というのが基本の数字になっております。1年生は35人なんですけれども、そうすると大体それをそろえるためには小学校の場合は二百何十人の子どもの数が要ると。逆に複式を解消するためには、例えば16人とかという基準がございます。

そこを考えると、掛け算すると何十人かとなるわけですけれども、以前違う御質問の中で20人とかというフィンランドの例を挙げられたことがあったと思いますけれども、そこら辺のちょうど中間ぐらいと考えると、18人掛けるの6学年ということで108ですかね。大体100人以上いけば、少なくとも1学年1学級プラス複式も心配ない数字だろうということで算出された100人という目安というか、そういう数値であると我々は理解をしております。

○21番（松崎辰義君）

やっと腑に落ちたというか、これが全く分からないと思って、実は手引の中にもこういう書き方をしております。ですから、これを参照されたのかなとは思いますが、これはなかなか分からないというのが実情ですね。それで私はもう少しそこら辺をかみ砕いて、市民の方にも分かるような基本構想をつくるべきではないかなと思っております。

もう一つありますので進めますけれども、学校再編の基準の3のところ、これは前の質問でも私は言いましたけれども、再編計画の対象は八女市立学校全体ですがと、一応全体が対象ですよということだろうと思うんですね。特に複式学級が生じている、あるいは今後生じる可能性がある学校、災害の危険区域にかかる学校、改築の必要性がある学校については優先的に検討するものとすると思います。

だから、今いろいろお聞きする中で、複式学級にはならないようにしていきたいということだろうと思います。でないと、100人以上と言われましたけれども、100人未満の小学校がいっぱい出てくるわけですね。じゃ、ここは統合するののかということになりますが、そういう計画は全く見えてこないし、要望も出ていないだろうと思います。

ですから、この基本構想が——それは基本構想ですから、いろんなところを加味しながら、いろんなことを想定しながらやられるんでしょうけれども、もう少し一般の市民も分かるような基本構想をつくるべきではないかなと思いますし、この対象は八女市立学校全体ですがというのは、ここに書いてあるように特に複式学級の問題を取り上げて、今考えているんだと。いわゆる複式学級を何とか回避したいということで、今考えておられると考えていいものなのか。やっぱり100人という一つの基準、今後、考えるときに、そこまでやっていく必要があるのか、こう書かれているものなのか、そこら辺はどのようにお考えですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

まず、先ほどの児童生徒数1校100人のところなんですけれども、当然、今の段階で100人未満の学校というのはございます。ただ、これはあくまでも100人というのは、(1)の冒頭に書いておりますように、本市が目指すべき人数、目標人数と申しますか、ということの一つの物差しを示させていただいたと。議員もおっしゃられるように、そのほかの地域の方々の思いであるとか、文化的な背景であるとか、いろんな要素が絡んでまいりますので、100人切ったからといって、イコール再編にいきますよということではございません。はっきりこれは申し上げられると思います。

もう一つの(3)の部分なんですけれども、これは何も複式学級のことだけを考えているわけではございません。当然、年数がたっていけば、校舎の耐震の数値であるとか、そういうものが下がって行って、早くどうにかしないといけないという状況になる可能性も当然あるわけです。ですから、ここに幾つか上げさせていただいたと。今のところは、耐震関係は全部終了しておりますので、校舎自体がすぐさま改築せんといかんというところはないんですけれども、候補として上げられる可能性はここにあるのかなと。その中で今現在、うちから再編のことについて検討されたらいかがですかと申し上げているのは、比較して一番先に複式学級の解消というのが今現在は大きな問題だろうということで、そちらにお話を持っていったということでございます。

○21番（松崎辰義君）

あるところでは子どもたちが非常に少なくなっていると。このままいけば、うちも再編の可能性ある、何とか自分たちの小学校を残してほしいという署名活動をされているところもあります。それは十分まだ理解されていないのかなとは思いますが、やっぱり独

り歩きしてそういうことがなされているということに関して、私は市民として、また議員として、ちょっと憤りを感じる。やっぱりここでは丁寧な説明が必要ではないかなと。そうするとそういうことも起きないであろうと思いますし、そういうところを教育委員会は気をつけてやる必要があると思いますが、その点、いかがでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

市民の皆さんの理解というのは十分考えながら進めていく必要があると思っておりますので、それも十分今後検討していかなくてはいけない、いつも頭の中に入れておかなくちゃいけないことだろうと考えております。

○21番（松崎辰義君）

校区の見直しですけれども、本市においてはやむを得ない場合を除き、現行の校区を分割することなく、再編後の校区を構成することとします。やむを得ない場合というのは、どういうことを想定してあるのでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

やむを得ない場合の中で、例として挙げるとするならば、同じ校区の中で一緒になる学校がないと、統合する相手がないという場合は、当然それ以外のところと一緒に検討するケースだって今後あり得るのじゃないかなと考えておるところであります。

○21番（松崎辰義君）

いろいろ聞いてきましたけれども、なかなかこういった内容というのは、これは私が教育委員会に行ってもらいましたけれども、こういう今の状況というのは市民の方はほとんど知らないんじゃないか。知っている人は知っているということですから、でもこれを早く公にしなさいと言っているわけじゃないんですけれども、やっぱりどこかで見れるような状況もつくっておく必要があるんじゃないかなと思います。

やっぱり開かれた行政、議会もよく開かれた議会ということでやりますけれども、そういうことに関して興味があれば、またいろいろ意見を言いたければ、ちゃんと入って行って、そこで言えるような状況も、私はぜひつくっていただきたいと思います。

最後に、やっぱり一番大事なのはその地域で在り方検討委員会をつくられますので、これからつくることになれば——まだできていませんので、地域の方との十分な話し合い。一番思うのは、今、話し合いができないんですよ。コロナ禍の中でなかなか十分な話し合いができないのが今現状です。やっぱりこういうときはちょっと教育委員会としても、少し延ばして考えましょう、コロナが少し落ち着いてやりましょう、そういうことも声をかけていながら、本当に十分な議論が地域でできる状況をつくって、この問題に取り組んでいただくことを強

く要望しておきたいと思います。

次に行きます。次に、迂回路の問題です。

去年の8月、通れなくなって、いろんな方からあそこを迂回路として使ったらどうかという事で、実はその前に私も星野の役場に行くときに矢部経由で行きました。1時間半以上かかりました。やっぱりそのときに建設課にも電話しました。こういう道があるそうだけれども、迂回路として使えないかということと言いましたけれども、それはちょっと迂回路としては危ないと。草もあるし、路肩の問題もあるので、今使ったら、そこに集中したら大変なことになるということで、現場も知りませんでしたし、そういうものなのだと思っていました。

この間、実際にその道を初めて通ってきました。なかなかの道だなと思っております。九州北部豪雨の際に、私も随分いろんなところの迂回路を通ってきましたが、本当に迂回路としては怖いところも通ってきました。そういうものから比べると、いわゆる花公園から笠原に抜ける道というのは、これは立派な道だなと、むしろ私にはそう思えました。ですから、いろんな問題がまだまだあるんだろうと思いますけれども、ぜひそういうときの迂回路としての整備を始める必要があるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

議員がおっしゃいます迂回路の整備についてでございますけれども、昨年8月、県道八女香春線、上陽の真名子地区になりますけれども、上方からの土砂流入と倒木等により通行止めとなりました。それが8月12日だったと思いますけど、ここからおおむね10日程度、8月25日の朝6時に片側通行での開放をやっております。

迂回路の整備もですけれども、まず迂回路を設定する前に、その付近の災害応急対策が必要であるかというのを現場を見ながら状況把握をして、もちろん生活に関わる道路でございますので、そちらをまず第一に考えるということが一番でございます。どうしても通行止めをせざるを得ない。そうなりますと、やっぱり通行される方々の安全性を確保するのが一番大事になってくると考えます。

そうなった場合に迂回路という方法になってきますけれども、今、議員おっしゃいますとおり、今回、真名子地区におきましては安全性が確保されるという道路としましては、矢部村回りの県道浮羽石川内線、もしくはうきは市へ抜けて久留米回りコースを迂回路として設定されたところがございますけれども、災害現場におきまして、最寄りの市道等ももちろんございます。ありますが、幅員が狭いとか急勾配であるとか、離合場所もない、ガードレール、安全対策もできていない箇所もやっぱりあります。

災害はいつどこで発生するかも分かりませんが、今想定される迂回路につきましては、一

定の整備は平成24年災を経験しまして、もちろん昨年の災害も経験しております。一定の整備は今現在進めているところでございます。議員も今回、迂回路として想定されるところを通られたかとは思いますが、アスファルト舗装の補修とか離合場所の設置とか、先ほど言いましたガードレール、離合場所、市民の方が安全に通行できるような対策は一定整備を進めているところでございます。

八女市としてはそういった整備を進めているところでございますが、今の八女香春線の現道、こちらが今回の災害が起きた場所におきましても、山があり道路があり、反対側には河川があるということが災害を受けました。こういったところにつきましても一番災害が起きたときにどうするのという形になりますけれども、いかんせん同様な地形でございますので、新たな道路を建設するに至りましても、同様な災害のリスクは伴うものと考えております。

でありますので、市のほうとしましても、想定される道路の整備は地域の方々からの情報もいただきながら一定の整備を進めてまいりたいと考えております。あわせて、現道の災害対策強化については、所管であります国ないし県関係に、対策強化のほうの要望は努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇21番（松崎辰義君）

安全性ということも含めて、もし何かあったら大変なことだろうということはよく分かります。しかしながらね、九州北部豪雨のときに通った迂回路というのはすごいところでしたよ。通ってみて、これはまず乗用車が行けないな、トラック、四駆でないといけないなというところを何度も通りました。だから、いいではないかということではないんです。やっぱり安全性ということは非常に大事なことであって、市民の命を守るためには、そこらを。

だから、今言われるように、いかにそういうものを整備していくか。そして、あそこは県道ですので、県のほうで、やっぱり災害に強い道路にさせていただくということもありますが、こればかりは本当にどうなるか分からないのが現状だろうと思うんですよ。雨の降る量で全然状況が違いますので、ぜひ迂回路についても整備を怠りなくやっていただいて、やっぱり何かあったときに、今まで30分ぐらいで行きよったところが1時間半以上もかかるということにならないように、やっぱり整備をぜひ急いでいただきたいと要望をしておきます。

最後に情報のことですが、さっき登壇しても言いましたように、市民の方が言われるには情報が入ってこない。災害後に大体1日4本から5本ぐらいの電話があるんですが、大体内容的には、今どうなっているんだ、いつ道路を通れるんだ、何ばしよつかという電話がほとんどです。だから、市民の方々はやっぱり今の状況が分からない。じゃ、事細かにこれを緊急ラジオでやるのかということ、なかなか。例えば、緊急ラジオもうるさくてどこか違う

ところに置いておるといふ市民の方もいっぱいおられます。

ですから、やっぱり災害に遭われたところにいち早く今の状況を伝える。区長さんなんかを通じて——区長さんも伝える方と伝えない方、いろいろおられると思うんで、やっぱり例えばこの間のところであれば、星野村、それから上陽の真名子より上の方、本当に心配して電話してこられるんですね。状況を説明して、とにかく今、市も県と交渉して、何とか片側でも通してくれということをやっていますと、ちょっと待ってくださいということを行いながら、ずっと対応をしてきたんですけれども、やっぱりそういうことを、今の現状というのを、そういう災害に遭われて困っている方、地域の方々に事細かく、例えば一番いいのは回覧板だろうと私は思っています。回覧板やったら、必ず皆さん見られるので、そういうもので、区長さんに回していただく。そういうものを例えば二、三日置きぐらいに回していただければ、ああ、今ここまで来ている、ここまで来ているというのが、その情報が地域の方の一つの安心感、また市への信頼になると思うんですね。

情報を伝えてくれということが、そのときの市民の一番の要望でした。仕方ないけん、それは待っとくけれども、どげんなりよるとかいというのが、その人たちの声なんですね。ですから、その声にきちんと応えていく体制、それをぜひ今後、災害は今いろんなことで起こった場合の体制というのは、ある程度、今取れてきているんだろうと思いますが、その後、やっぱり情報をいかに市民に伝えて、安心感を伝えていくかということが一つの課題かなと、昨年の災害の折に一つの経験としてあったもんですから、ぜひそういうことも今後はやっていただくことを強く要望して、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

21番松崎辰義議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時29分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。最後まで御清聴よろしくお願ひいたします。

市民の皆様のコロナウイルス感染症との戦いはまだまだ終わりが見えません。一日も早い収束を願わずにはおられません。特に今急がねばならないことは、消費の喚起や弱い立場の人を支える施策が重要ではないかと思われます。コロナ禍からの景気回復ですが、行動制限

などでお金が十分に使えなかった国民の過剰貯蓄は40兆円超に上るとも言われています。これが消費などに回っていけば大きな追い風になります。

しかし、一方では少子・高齢化が進む中で高齢世代を現役世代が支える構図は限界を迎えています。現役世代の負担が課題になる中、賃上げしても消費に回らなくなって、今後は負担能力がある高齢者には支え手に回ってもらい、その財源の一部で子育て支援を充実させるなど、現役世代の負担を減らす必要があります。10年先、20年先と言わずに、今まさにこのような国の流れは本市としても考えられることではないでしょうか。しかも、まだまだコロナ禍の影響も含め生活困窮者の方々の実態は厳しいものがあります。子育て世代も含め具体的支援についてお尋ねをいたします。

初めに生活困窮者への今後の支援についてであります。

具体的には、生活保護の受給対象者ではなくても医療への困窮者をどう支援していくのか、(2)市営住宅への今後の考えは（低所得者層を含む）、(3)公共交通網形成計画に伴う交通手段への改善はいつなされるのか、以上3点です。

次に、コロナ禍での子どもを取り巻く環境についてお尋ねをいたします。

西日本新聞の1面には、1か月以上前になりますけれども、1月25日付の記事に「保育所のコロナ休園最多」との見出しがありました。過去最多で、特に共働き世代の多い保育所の休園による保護者の就業への影響が出ていると思われまます。このような観点から、(1)新型コロナウイルス感染症感染拡大による保育所（園）・幼稚園の休園・閉園時の対応として公立保育所が果たす役割は、(2)新型コロナウイルス感染症感染拡大による小学校の休校時の対応は具体的にどう取り組んでいるのか、(3)今後（夫婦共働きの世帯増を考慮して）夜間保育の考えはあるのかの点についてお尋ねをいたします。

あとは質問席より順次質問させていただきます。明確なる答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、生活困窮者（コロナ禍の影響も含め）への今後の支援についてでございます。

まず、生活保護の受給対象者ではなくても医療への困窮者をどう支援していくのかというお尋ねでございます。

生活困窮者への支援につきましては、現在、国の事業により家計改善支援事業や住居確保給付金の支給などを行っています。

あわせて、福祉資金や総合支援資金の貸付けを行い、なお生活に困窮する世帯には新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に加えて、市独自の生活困窮者自立支援金の支給などを行っています。

国の事業には直接生活困窮者の医療費を支援する制度はありませんが、医療費負担の件で相談を受けた場合には、今御説明しました貸付けの案内を検討いただくなど、必要な医療が受けられるよう支援を行っております。

次に、市営住宅への今後の考えは（低所得者層を含む）ということでございます。

市営住宅につきましては、高齢者、障がい者、子育て世帯や住宅に困窮する低所得者等のニーズに対応していくため、八女市営住宅等長寿命化計画に基づき整備を進めているところでございます。

今後は当該計画の見直しを進めていく中で、誰もが安心して入居できる住宅の提供に引き続き努めてまいります。

次に、公共交通網形成計画に伴う交通手段への改善はいつなされるのかというお尋ねでございます。

本市では、平成30年度に八女市地域公共交通網形成計画を策定して、暮らしを支える道路交通と持続可能な地域公共交通体系の確立を目指して、様々な施策を進めてきたところです。これらを踏まえ、令和4年度には本計画の見直しを行い、新たな課題の解決や目標を定め、施策を展開していきたいと考えております。

次に、コロナ禍での子どもを取り巻く環境について。

新型コロナウイルス感染症感染拡大による保育所（園）・幼稚園の休園・閉園時の対応として、公立保育所が果たす役割はという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等に該当する方は、厚生労働省により示された待機期間中は年齢を問わず自宅待機をお願いしております。

感染拡大のおそれがある場合の休園の実施については、可能な限り保育を継続するために、最小の範囲及び最短の期間での休園または一部休園で対応しております。

感染の可能性があり自宅待機対象となった園児を保育することは、感染拡大防止のためにはできませんが、保育園内で感染拡大の可能性がなく、私立保育所等で保育の継続ができない場合などの緊急事態には公立保育所等で担える部分を検討していきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症感染拡大による小学校の休校時の対応は具体的にどう取り組んでいるのかにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に、今後夜間保育の考えは（夫婦共働きの世帯増を考慮して）について答弁をいたします。

今後、夜間保育の考えは（夫婦共働きの世帯増を考慮して）というお尋ねでございます。

未就学児の子育てを担う保護者は、様々な形態で就労されていますので、中には夜間保育を望まれる方もおられると考えられます。しかしながら、市内には現段階で夜間保育を実施されている事業者はないところです。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育所等だけでなく、八女市の児童

が利用する市内外の届出済みの事業者が実施するベビーシッターや認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となりました。

今後新たに夜間保育を希望される事業者がございましたら、県への申請をしていただくことで、多様な保育サービスの選択肢の一つになることができると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

2、コロナ禍での子どもを取り巻く環境について。

新型コロナウイルス感染症感染拡大による小学校の休校時の対応は具体的にどう取り組んでいるのかとお尋ねです。

現在のところ、休校は発生しておりませんが、休校を行う場合は、プリント学習やオンライン学習を組み合わせるなど、学びの保障に取り組むよう指導しております。

以上、御答弁申し上げます。

○16番（三角真弓君）

最初に、生活保護受給者ではない方への支援はということでお尋ねをしたいと思えます。

今回、資料を出していただいております。令和2年度、令和3年度、コロナ禍になってからの生活保護の相談件数を出していただいております。令和2年度で225件の相談件数、延べ件数です。令和3年度で192件。

せんだってお尋ねしたところ、この令和2年度のうち90件ぐらいの方が受給者に、そして、令和3年度では73件の方が受給者になられたということでもあります。

近隣市町村の中でも特別八女市が生活保護受給者が多いということではないということですが、この若干でも増えた件数、また、相談の件数というのはコロナの影響があっているのか、そうではないのかそこら辺の実態は分かりますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

議員お尋ねのコロナによる相談件数が伸びているのかということですが、こちらは資料には出ていませんけれども、令和元年度の受給者が新規の方が84名いらっしゃいました。それを鑑みますと、受給者の数というのは伸びていない状況になります。令和元年度80件、それから今年度も80件ぐらいですので、相談につきましては、特段コロナ禍になったから仕事がなくなって生活保護の受給の相談ということは、そんなに顕著に伸びていることはございません。と申しますのも、国の貸付けの分であったりとか、今回出しています自立支援金とか、そういった制度を御活用いただいているのではないかとということで認識しております。

以上です。

○16番（三角真弓君）

今の課長の答弁では、コロナ禍によって国から出てくる補助に対しての、八女市のいろんなコロナに対する対応によって困窮者に対しての生活への支援につながっているのではないかなということではございますけれども、緊急小口資金の利用の状況、それから総合支援資金の利用状況、これは社会福祉協議会が窓口でやっております。これを全て足すと1,193件の件数になります。そして、直近で行われました住民税非課税世帯等への臨時特別給付金100千円、これは対象者は約7,000件弱というふうになっております。

これを見る限り、確かに生活保護世帯数の実数と緊急小口とか総合支援とかの件数を見た場合に、これが果たして困っている方が困っていますということを発信しているのかということが非常に心配しているところでございます。

今回、国の内閣府が初めての子どもの貧困実態の全国調査をしております。その結果とも言える令和3年子供の生活状況調査の分析の報告書の中には3点のことが書かれております。1つは、食料の調達にも事欠くことがあるような困窮状態、次に、大学進学など将来への希望が持ちにくくなっている状況、そして最後に、生活保護を利用する困窮家庭が非常に少ない現状だという結果も国では出ております。実際困っているけど生活保護への相談に行くことを辞退、これは本来は強者をたしなめる言葉である自己責任というものが今SNSとかで弱者に投げつける言葉として使われております。ですから、本当は困っているけれども、なかなかそれを相談できない、こういった実態というのが八女市の中でも見え隠れしているのではないかと考えております。

それで今回、私は予算の内容には入りませんが、今回から非常に分かりやすい当初予算、また、それに関わる事業計画兼事業説明書というものが出された中に、生活保護の扶助費の中には8つの扶助費に分かれております。生活保護の対象になる全てのものをクリアした人がその対象になるわけですが、その中でも特に、この内訳を見ますと、これは令和4年度の予算になりますけど、ほぼほぼ金額全体は平成31年度、令和2年度からすれば予算的には減ってはきておりますけれども、この中身の割合は大体同じようなパーセントを示しているのかなと考えております。この8つの扶助費の中でも特に医療扶助費が61%ぐらいあります。そして次に、生活扶助、そして住宅扶助という順番で、この生活保護の中の扶助費も、8項目ある中で特に医療費の割合が多いわけです。

ですから、これを考えたときに、今、民生委員さんの方々や地域包括支援センター、そして保健師等の家庭訪問、家庭児童相談室等、そういった方たちのいろんな意見を聞く中で、八女市の高齢者や子どもたちの実態というのがどこまで把握されているのか。また、そういうチームをつくっていかないと、今後まだまだコロナが続く中で困窮している実態、本当は

そういった支援をやらなくてはならない家庭、家族に対してのものが置き去りになっていくのではないかと考えております。このような各課の連携というのが、橋本部長にお尋ねをいたしますけれども、生活困窮等が、子育て支援課、福祉課、部長がお持ちの担当でのそういった現場の声を吸い上げるような話合いとかいうもの、これは過去に質問いたしたかと思えますけれども、そういうことは行われているのでしょうか。

○健康福祉部長（橋本妙子君）

お答えいたします。

そういう生活困窮等のいろんな困ってある方の情報の把握につきましては、健康福祉部内の課長会等を定例的に持っておりまして、その中で情報の共有等をしております。

また、必要に応じてそれぞれの部門で御相談を受けたときに関連する連携して行うべき例えば世帯の中で高齢者と子どもさんがいらっしゃったりとか、そういうケース等、またそれに生活困窮の部分に関係したりという部分等がございますので、また障がい者等もですね、そういう部分についてはそれぞれ必要な部分について連携を行いながら、十分話合いを持ちながら情報共有して対応に当たっているところでございます。

○16番（三角真弓君）

2月11日の朝日新聞に載っていた記事なんですけれども、非常に興味深い記事でした。これは「生活保護は機能不全 制度解体しかない」という、今まで貧困問題を研究してきた第一人者、岩田正美さんという方が異議ありということで朝日新聞に掲載をされておりました。これは先ほど私が申し上げましたように、「八つの扶助をニーズに合わせ部分利用可能に困窮者が万策尽きる前にカバー」というふうな見出しになっております。これは私が今提案しているのは、確かに国がそういう方向を向かないと八女市が単独でというのはちょっと難しい、また、それは最終的に市長のお考えでしょうけれども、先ほど申しましたように、扶助費がいろいろある中で医療だけでもとか、これだけでもという使い方が今の生活保護ではできないわけですね。

ここの中に書かれているのが、「「最後の安全網」と言われる生活保護制度を「解体」し、社会保障全体の中で抜本的に見直すべきだ——。」、貧困研究の第一人者がそんな提言をしたということで、「これまで私は、生活保護の意義を理解してもらおうとしてきました。あえて「解体」を言うのは、制度が劣化して、「いま」貧困状態にある」人が利用できていないからです。コロナ禍が深刻化して2年近くになりますが、保護人員、保護率は上昇していません。「安全網」として頼れる制度なら、はるかに多くの方が利用しているはずです。もうだめだ、解体して抜本的に見直すほかないと考えました」。

本当に生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助という8つの扶助費が、この生活保護を受けるためにはいろんな条件が厳しいですけど、

これを解体して1つでも支援していくことによって困窮者を救うことができるのではないかと書かれておりましたが、今後、八女市にとっても検討していただきたいことの一つではないかなと思っております。

今回、第5次八女市総合計画の中でもSDGsのことを市長も提言されておりますけれども、この誰も置き去りにしないという理念に乗っていくのであれば、このように現実、八女市の中でも1,200件以上の方が社会福祉協議会のほうに生活の支援の申請に行っておられますし、そしてまた、7,000件近い方が非課税世帯の方になっております。そういった中で、生活保護自体は増えていないけど、困っている。特に中山間地のほうでは農林業に従事、汗水流して働いておみえになった方の中には、どちらかといえば国民年金の方が割合的に多いのではないかなと思っております。そういうことも考慮しながら、本当に実態調査をやりながら、いろんな課との連携を取りながら市民の方の困窮、コロナが長引いておりますので、そういう点について担当副市長はどのようにお考えでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

議員もおっしゃるとおり、社会状況が随分変わらしまして、生活の困窮等の形も様々な部分が出てきているんだと思います。おっしゃるように、コロナの影響を受けてある部分でも、それに加味されて、またいろいろな部分が出てきておると思います。

生活保護につきましては、基本的な生活保護法の中での動きですので、議員おっしゃいますように、国のほうでしっかり議論していただく部分でしていただくかんとどうしようもない部分がございます。

ただ、全体のスキームの中で八女市としても支援金が終われば独自の支援金を出したり、支援金が始まれば50千円を給付させていただいたり、それぞれの隙間の部分をしっかり埋めていくように努めているところです。状況をしっかり見ながら困っている皆さん方になるべく支援できるように状況を見極めていかなければならないと考えております。

○16番（三角真弓君）

先ほど通告でも申し上げましたように、非常にお金があるところはありますし、それが消費費として回って本当に経済が順調に伸びていけばいいんですけど、なかなかこのコロナの感染拡大がまだまだ、今からまだどこまで行くのか分からない状態の中で生活の現状というのは、市民の皆様の実状は厳しいのではないかとということが想像できるかなと思っておりますので、国の動向を見ながら、ぜひ八女市でできることをやっていっていただきたいと思っております。

次に、同じく生活困窮の中で住宅に対する扶助というのが9.4%ほど。先ほどの予算書の中に9.4%が住宅扶助費という生活保護の中の分類ですけど、今回、市営住宅の今後の考え

はということでございます。

皆様の手元に資料が配信されているかなと思うんですけれども、合併して公共施設あり方検討委員会、今は違う名称になっているかなと、総合管理計画の中でも市営住宅はその中に入っているかなと思うんですけれども、44か所の市営住宅ですけれども、見て分かるように、築50年とか60年以上の建物がございます。平成24年の北部豪雨とか毎年起こる頻繁な災害の中で、今後この市営住宅に対して八女市としてはどのようにやっていかれるのか。

確かに、こういうことを言うと非常に失礼かもしれませんが、やはり住宅費が安いということで非常に助かっていらっしゃる方も少なくはございません。そういった中で、今後これだけの築年数がたったところに対しては整備か維持管理、解体か、長寿命化及び統合していかれるのか、今後の市営住宅というのは非常に市民の皆様にとって大事な部分だと思っておりますので、今後どのように考えていかれるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

今後の市営住宅の在り方についてでございますけれども、八女市におきます人口の減少、高齢化の進行に伴います利用需要の変化や今空き家等の増加などが見込まれますので、将来に必要な戸数を整理した上で、高齢者や障がい者など福祉施策とも連携を踏まえながら、今後も市で管理する住宅を選定して更新を行ってまいりたいと考えております。

また、更新する施設につきましても、従前のような行政で整備をするというのも一つの手法ではございますけれども、民間のノウハウであったり資金であったり、そういったものを活用しながら今後の財政負担にならないようにライフサイクルコストの低減にも努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、市営住宅の今後の在り方の計画であります長寿命化計画を平成29年度に策定をしてまいりまして、来年度が更新の時期でございます。今後、長寿命化計画を更新する中でもそういった観点から再度検討させていただきながら、新たな市営住宅の在り方についてお示しをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

市営住宅も前は建設課の中や都市計画課の中にあったり、そのときそのときの機構で移動しておりますけれども、前も私申したことがあったんですけど、特に室岡とか新庄とかの住宅は、そこに入ったときに風呂おけから持ってこなくちゃいけないような古い状態なんですね。平成29年から5年間の計画の中で、こういう住宅に対して合併したことによってかなり増えておりますけれども、ほかの住宅なんか水の出が悪かったり、いろいろそれなりの整備をしなくちゃならないところは、それなりにやってきてもらったのではあるかなとは思っ

ておりますけれども、特にこれだけ古くなった住宅に対して、先ほどおっしゃった平成29年からこの5年間の間どのような見直しや、全くゼロではないと思うんですけど、こういうことはやってきた、例えば市営住宅の場合、入居者が少なくなると共益費なんかは上がるのか、またこの5年間、災害後どのような見直しをやって、今からこういうことをやりますということを課長は答弁されましたけど、それまではどういうことをやってこられたのか、これは担当部長にお願いしたいと思います。

○企画部長（石井稔郎君）

お答えいたしますけれども、この間何をやってきたかということですが、長寿命化計画を立てていますので、それを見ながら維持補修が必要な部分については、例えば屋根の補修だとか、そういったところの補修で、とりあえず今の機能を維持すると、手を加えるようなことをやらせていただいているということでございます。

○16番（三角真弓君）

これだけの、44か所の市営住宅がございますけど、これは部長、全部見に行かれたことがありますか。

○企画部長（石井稔郎君）

市営住宅については担当課長、それから担当副市長と現場を視察したことがございます。

○16番（三角真弓君）

八女市の人口ビジョンでは、2060年——今回2月22日の開会日に三田村市長のほうから市政運営の方針が示されました。その中で私もそうだと思うのは、やはり今後は今のコロナをはじめとする感染対策がやっぱり一番だということ、そして少子・高齢化、産業の復興、福祉、教育の充実等の持続可能な開発目標、SDGsに取り組んでいくということを言われましたし、この重要な期間、この10年間というのが非常に大事な時期になる、そして、20年後、30年後、いや、50年後を見据えた長期的な視点に立って未来の八女市の基盤づくりを今着実に進めていかねばならないと市長はおっしゃいました。まさに私もそのとおりだと思っております。

そういうことを考えたときに、一つは、高塚住宅の跡地がそのままになっておりますけれども、先ほどちょっと課長の答弁があったかなと思いますけど、もう一回の確認ですけど、この跡地を——2060年には、令和42年です、約3万3,100人の人口になるだろうと八女市の人口ビジョンではなっております。それを考えたとき、今からそういう市営住宅を建てていられるのか、それとも今あるところをきちんと整備し、長寿命化計画の中でちゃんと市民の皆さんが安心して暮らせる住宅の整備をやり、そして、あとは足りないところは民間を活用するとか、あるいは高塚住宅は非常にコンパクトな位置という場所を考えれば、買物エリアも近いですので、今後、高塚住宅跡地の考えを市長としてはどのようにお考えでしょうか。

(「平塚でしょう」と呼ぶ者あり)

○議長（角田恵一君）

今の平塚住宅の跡地ということですか。市長よろしくお願ひします。平塚住宅の跡地をどう考えるかということでございますので。（「すみません、間違いました」と呼ぶ者あり）

○市長（三田村統之君）

人口減少がこれから進んでいく中で、いわゆる市営住宅の在り方ですね、市民の皆さん方にどういふ対応をしていくのかというのは、幾つかの課題がございます、1つはやはり市営住宅が、資料を見ていただいたと思いますけれども、全戸埋まっているところはないんですよ、旧八女、旧町村もですね。それはなぜかということを考えていかなきゃならない。

例えば、議員おっしゃるように、最近若い方々というのは住宅の施設、特に食堂とか洗面所とかいろんな近代的な施設が今進んでおりますけれども、そういう整備されたところじゃないと入らないということがあるんじゃないかと思ひます。

それと同時に、今、平塚の住宅のお話ございましたけれども、これも最近、結婚された若い方々が住宅を購入しているケースが八女市も非常に進んできているわけですね。そういう中で、この平塚の住宅、あるいはまた、農村の住宅、こういう住宅をこれからの市民の皆さん方のニーズに答えていくかというのは、もう結論を早く出さないといけないと思っておりますので、議員がおっしゃることについては、できるだけ早く結論を出して市民の皆さん方に答えられるように努力したいと思っております。

○16番（三角真弓君）

この課題も生活困窮ということに対しての一つの、低所得者に対してのそういう住宅、そういったニーズを基に考えていただければありがたいかなと思っております。

それと、今おっしゃったように、非常に一戸建ての住宅があちらこちらに建っている。ちょっと行かないと、ええっ、ここにもこんなたくさん家が建っているのかなと、非常に今家が建っております。私の近くでもあつと言う間に建ってきております。どんどんそのことによつて、どちらかといえば西のほうが住宅が増えておりますけど、東部のほうが人口減をはじめ、昨年84万人の赤ちゃんが出生していても過去最低で、百四、五十万人の方が亡くなっている。自然減をはじめ戦後最多に亡くなっているということで、八女市もその比だと思ふんです。

ですから、どちらかという、いろんな地の利がいい、いろんなものがあるということで、どうしてもこちらのほうに、旧八女市のほうに若い人たちが家を建てて来ることによつて何が起こるかといえば、東部の過疎がどんどん進んでいく。そういった中で何回も何回も同僚議員はじめ私も質問してきました。

次に公共交通網形成計画のことですけれども、これは第5次八女市総合計画のアンケート

の中にも、「住み続けたくない理由」としては、「通学・通勤に不便である」が21%ですね。「買い物などの日常生活に不便」が27%、何よりもきついなと思ったのは、「住みにくい理由」として、やはり「交通の便が悪いから」が81.3%、これは第5次八女市総合計画にあるわけです。これだけのものがやっぱり出ているわけです。これは合併後だと思えます。そして、合併して13年目に入りましたけれども、この公共交通網形成計画は非常に、乗合タクシーですね、デマンドは市民の皆様の交通の手段として地域になくてはならないものではありますが、路線バスをはじめとして、どうしても免許証返納者が毎年増えていく中で、今の状態を維持していくことで交通の手段としていいのか、合併をして何回もいろんな議員さんたちも質問されてきました。私も何回もしましたけれども、なかなか変わらない。これはなぜ、何かこの計画に対して具体的に改善された点がありますか、これは部長にお尋ねします。

○企画部長（石井稔郎君）

お答えいたします。

第5次総合計画の中のアンケートで、交通が不便だというのは審議会の中でもそうでしたし、有識者会議でしたか、そういった中でも出てきておりました。地勢的なところもありまして、どうしても鉄道がないと。鉄道まで行くためには路線バスが羽犬塚、あるいは西鉄久留米まで行くにはそちらのほう、そういったところで、電車に来て、さらにバスでの行き来が不便であるというのも具体的に私も聞いたことがあります。

ですので、域外に対しての交通の不便さというものは、例えばパーク・アンド・ライドを設置して高速バスを使って都市圏まで1時間の範囲内で行けるような取組だとかというのは、これは交通網形成計画の中にも位置づけながらやってきて、都市圏への移動というところは前に進めるようにやってきたと思っています。

あと、域内に関してですけれども、乗合タクシーというのが路線バスが走っておるところの主軸、これにつなぎ込むため、そういった路線バスがあるという幹線に対してつなぎ込む、そのエリアを面で整備をしていくといったところの立てつけから来ておまして、それですので、乗合タクシーについてはその域内を極力短時間の中で周回する。今でいえば30分程度で域内を回るような形でやっている。

ですから、そういった立てつけの下ですので、今大変意見として聞いておりますのが、そのエリアからエリアを越えて行けないものかということがありますが、その制度の設計の立てつけのところからするならば、そこは公共交通網計画の中で一回そういったところを洗い出しながら全体的に見直す必要があるのではないかなといった議論はしているところであります。

ですので、いろんな御意見というのは議会の場で議員の皆さん方、あるいは利用者の方、

そして交通事業者の方々と議論をする中で課題はあります。ですので、これは来年度の形成計画の中でこの課題は皆さんで議論をしながらつくり上げていきたい。

ただ、課題を全て皆さんが納得するような形でというのは、非常に複雑な連立方程式の解を求めるようなものであって、なかなか難しいところはあるかも知れませんが、できるだけ議員おっしゃるように、そこの域内に住み続けられるような公共交通であるものを模索していきたいと思いますので、ぜひ議員の御提言よろしく願いたいと思っています。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

ちょっとよく分からなかったんですけど、立派な地域公共交通網形成計画、これは平成30年にできて、5年たったら多分次の計画ができるかなと思うんですけど、この3ページに書かれているのは、令和4年、今年ですね、4月までの計画ですけど、この公共交通網形成計画の連携するところは、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略、八女市過疎地域自立促進計画、八女市定住自立圏共生ビジョン、八女市地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、茶のくに観光アクションプラン、こういったいろんな各部署との連携をやっていきますという位置づけになっているわけですね。本当に八女市のどこに住んでいても困らない生活をしてもらうための交通の手段であり、じゃ財政的にも、路線バスが非常に厳しいということは広報とかにも載っておりますけれども、この計画がなかなか、皆さん地域に行かれてそこら辺、例えば中山間地の星野、矢部、黒木ありますけど、その部落から自分が直接利用したときどうなのかという、そういったことをやらないと本当に分からないのかなと思うんですけども、何とかこの計画を変えていただかなければ市民の暮らしはよくなるのではないかなと思うんですけど、これは副市長どんなふうに思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

先ほど部長が答弁しましたように、事業者さんの方々のそれぞれの営業の部分があるし、片や、利用していただく皆さん方にいかに利便性が高く利用していただけるか、乗合タクシーにしても利用率が下がってきている。どこに原因があるかというのは、令和4年度にしっかり議論していきたいと思っています。その中で、先ほど部長が言いましたように、交通事業者さんたち、基本は幹線道路、幹線バスだと思います。そこにいかにふるさとタクシーがつないでいくか、バス路線の隙間をどうやって埋めたら利用者の方が利用しやすくなるのか、学生の皆さん方が朝一の授業に行ける、クラブ活動を最後までできる、こういったところでそこを埋めながらいけるのかというのは、私たち行政だけのところではなかなか整わない部分がございます。どんな形が一番皆さん方が利用しやすいのかというのは議員の皆さん方に御意見をいただきたいし、それをどう事業者さん方に理解していただいてお互いに

埋めていくのかというのを、来年度しっかり議論をさせていただいて、新しい交通網計画を作成していきたいと考えております。

○16番（三角真弓君）

ぜひ、これは各地区ごと、矢部、星野、上陽、黒木、立花、それぞれの地区ごとに具体的に住民の方の意見、これはもう吸い上げなくてももう現実は分かっていることもあるでしょうし、この乗合タクシーとか路線バスを使えない方でも、じゃ、福祉輸送運送の運行の状況とか、こういったことも含めて、交通の手段は今本当に厳しい現状になっております。八女市も今から本当にコロナ禍で財政難ではあると思うんですけど、そのように皆様の安心と安全の暮らしを与えるということはSDGsの理念の一つでもあるかと思っておりますので、今、副市長がおっしゃったように、早急にそういう計画をぜひ立てていただきたいと思っております。

次に、コロナ禍での子どもを取り巻く環境ということでございます。

感染拡大が今小さい子どもたちにもワクチンをという国の動向もあり、また、そういった若い、11歳から5歳児あたりなんかの感染も拡大をしてきております。このコロナのオミクロン株も変異していくのは、特にワクチンが打たれていない国から広がっていくとも言われておりますけど、ただ、これは医学的に見て、どちらかという、一点助かるのは、今後ワクチンが低年齢の子どもさんたち、幼児の方たちの接種も今からされていきますけれども、特に5歳から11歳、この年齢層というのは非常にウイルスには強い年齢、ただし、ぜんそくがあったりアトピーがあったり基礎疾患を持った人はやっぱり急いで打つべきですけど、どちらかといえば、年齢の中では一番強い。逆に言えばゼロ歳から2歳までの赤ちゃんは肺が出来上がっていないということで非常に感染率が高いと言われております。

そのように、本当に保護者、お母さんお父さんとしてはそういった休園とかになればどうしても共働き、母子家庭、父子家庭それぞれの方、こういう方が本当に困っていると相談を受けたことから行政のほうにもお声かけをしたんですけども、感染症ということで病中・病後児保育所でも、またファミリーサポートセンターでも受け入れることはできない、これはよく分かります。非常に家庭内感染がデルタ株より2.5倍以上オミクロン株が早いし、家庭内感染が非常に多いですので、そういうことは分かっていますけれども、何とかそういう相談の窓口ですね、私は部長のほうに1点お尋ねしたいんですけど、そのお願いに行ったとき、各保育所とか幼稚園等に困っている保護者の方がいらっしゃるのか、また、そういうお声を聞いていただけませんかということをお願いした経過があるんですけど、それはどんなふうにお尋ねしていただいたのか、答弁をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（橋本妙子君）

お答えいたします。

感染の状況が、確かに議員おっしゃいますように、保育園児等にもかなり広まっておりまして、その御家族、30代、40代の方も多いう状況の中で、大変感染拡大が今続いている状況です。そういうところで、保育所のほうで陽性者が確認された場合、それから濃厚接触者の方については、議員おっしゃっておりますように、自宅待機というようなところをお願いしているような状況でございますけれども、その中で、例えば、今クラス閉鎖とかを行ったりしております。それからまた、園自体は閉園はしませんけれども、自主的にちょっと登園を自粛していただけますかというお願いをしている状況でございます。

そういうところで、保護者の方のお困りの御相談ということでございますけれども、子育て支援課を通じましてそういう声が上がってきているかというところを調査いたしましたけれども、直接的にはそういう、どうしてもという御相談までは今のところ上がってきていないような状況でございます。

○16番（三角真弓君）

上がってきていないというか、声を上げられない状態ではないかなと私のほうでは推測をいたしております。

保育所、保育園、幼稚園、そしてまた、小学校の件は一緒に質問させていただきたいかなと思っております。

今回の資料を見ますと、幼稚園とかで一番長かったのが11日ですね、学校の場合は特に令和2年度が長くありましたので、ある面ではそういった傾向で小学校のお子さんたちは何とかそれを、大変な中で保護者の方は頑張ってきてあるのかなというのはありますけれども、今社会で浮き彫りになってきている、コロナ禍によって何が今起こっているのかというのは、特にひとり親の母子・父子家庭、特に母親の孤立化、また、ある面では父子家庭でもそうでしょうけど、コロナによって家の中に閉ざされ、そして職場にも行けない、そして子どもたちを抱えながら、その孤立化の先にあるものは、それが今過去最高のDV被害と新聞紙上に出ておりますけど、どうしてもそここのところにやっぱり行ってしまうという傾向が強いと今言われております。

そういうお母さんたちを何とか支援していく、国もそういうところで子ども・子育て最優先社会ということでこども家庭庁というのが2023年度から設置をされる。まだ決定ではございませんけれども、脆弱な見守り体制が露呈をしてきたと言われております。

コロナ禍によって本当に必要な支援、また、ひとり親の孤立ですね、それが虐待への阻止につながる。一人でも虐待で子どもを亡くさない社会をつくること、そのためにはこのコロナという中で浮き彫りになってきた一つが子どもたちが犠牲になっている。過去最高の虐待の数ですね。

子どもをめぐる深刻な状況といたしましては、小・中・高生の自殺、これは平成20年499

件、児童相談所での児童虐待相談対応件数20万5,044件、小中学校の不登校者数19万6,127件、ネットいじめの件数1万8,870件、このように、コロナだけではないかもしれませんが、そういう母子家庭、父子家庭、また共働きの家庭であっても地域が、また、社会がやはり支援をし、また行政が支援をしていくような、そういう仕組みをつくるのが非常に大事ではないかなと思っております。

そういう中で、子育て支援課にいらっしゃる保健師の方たちというのは、4か月児健診とか、いろんな健診、やめっこ未来館に来てもらうとか、相談業務があるかと思えますけど、訪問してその家の状況を見ることによって食べるものがないのかなとか、何とかここはちゃんと子どもの生活が安定して、クーラーもつけることができるとかできないとか、より具体的に家庭の状況が分かると言われておりますけれども、今、八女の子育て支援に関する保健師の方の、専門者の方の家庭訪問というのは行われておりますでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

母子保健関係での支援という形で子育て世代包括支援センターを中心に家庭訪問をやっているところでございます。

先ほど議員のほうからも言われました——子ども家庭支援センターなるもの、それについても子育て包括支援センターと家庭児童相談室をつなげていこうということでの相談体制の充実を図っていくということが言われております。

具体的には、児童福祉と母子保健を一体的な相談機関にしていくんだということで今後国のほうも動いていくという情報も得ておるところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

子どもの貧困対策に保健師が何ができるのかというか、雑誌に書かれた、非常に興味深かったんですけども、子どもの貧困に取り組む保健師の活動ということで、これはせんだつての質問でもしましたけれども、妊娠届の時点から就学までほぼ全ての親子と関わることができる、それをやることによって就学したお子さんもそのまま支援をやっていくことができる、そのことでDV被害とか、いろんなことを、また生活の困窮の状態も含め支援ができるということで、本当に子どもの貧困の中における保健師の役割は大事だと言われております。特に家庭訪問をやること、いろんなところに来ることよりも、やっぱり家庭に入っていく中でいろんなものが見えてくると言われておりますので、そういう仕組みづくりをぜひ八女市も今後強化していただきたいと思いますと思っております。

重複するかもしれませんが、虐待が疑われるケースは、これは法医学の検知で傷跡を判断したり、死に至るまでの経緯を検証し予防策を導き出す取組が重要とされるそうです。

要するに、頭をけがしたといっても、それは階段から落ちたと親が言えばそうですけれども、法医学的に見れば、これは虐待だとか、本当に今国はそういう専門職で、子どものDVがあまりにも多いということで、家庭の中の実情、本当にこれがただのけがなのか、それを法医学的な検証としてやっていくということが今後は立ち上げられていくというふうに伺っております。非常に大事なことではないかなと思っております。

最後になりますけれども、今後、子どもたちを取り巻く環境が非常に厳しくなっていく中で、共働きの夫婦が今から増えていきますし、社会のそういう制度として夫婦共働きをやりながら税金を納めていくように国が変わっていく、人口減によるものがそういう方向になっていくと言われております。

先ほども申しましたように、2023年には内閣府の外局としてこども家庭庁が発足することが閣議決定をしております。今国会でこれが通過いたしますと本当に未来を担う子どもたち一人一人の置かれた立場、そしてまた、子どもたち一人も置き去りにしない地域社会をつくっていくためのそういう施策がまた国から各自治体に下りてくるかなと思っております。

最後に市長にお尋ねをしますけど、やはり未来を担う子どもたち、本当に一人も置き去りにしない地域社会のために徹底的な子育て支援課による保健師の活用を強くしていただくことによってDVや親の孤立から守っていくという、そういう八女市をつくっていただきたいと思っておりますけど、これに対しましての市長のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

大変貴重な御質問をいただきありがとうございます。冒頭に申し上げましたように、これから子どもたちをどう安心・安全な、健康な、そして、ふるさとを思う子どもたちを育てていくかというのは大きな課題になるわけですので、それを支える家族の環境もまた同時にやらないと実現できないわけですので、総合的に十分検討しながら対応できる範囲で努力していきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質問を終わります。

午後2時50分まで休憩いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

日本共産党の森茂生でございます。今回の最後の一般質問です。最後まで御清聴よろしく申し上げます。

まず第1番目に、不登校問題ですけれども、私は今日まで不登校は特別な場合にたまたま起きる程度の認識でしかありませんでしたけれども、今や大きな社会問題となっております。

国立成育医療研究センターが昨年9月に行った大規模なアンケート調査で、いつも・大抵・時々学校に行きたくないと答えたのが、小学校4年生から6年生で37%、中学生では40%、高校生では47%と驚くべき数字が出ております。

教育評論家の尾木直樹さんは、これまでの学校教育は生徒を一つの型に押し込め、そこからはみ出したり落ちこぼれたりした子たちを不良や落ちこぼれとレッテルを貼って排除してきました。現代ではそれを不登校児などと呼び方を変えただけだと言っておられます。

学校教育がいじめや不登校などで暗い話ばかりの中、校則も定期テストもない変わった学校があります。東京都の世田谷区立桜丘中学校であります。

今まで不登校だった生徒や教室に入れない生徒たちが校長室前の廊下で机を並べ、何人も生き生きと勉強しております。小学校で不登校だった生徒が家にいるより学校のほうが楽しいからここに来ておりますと言っております。これらの生徒は無理やり連れてこられたわけでもなく自らの意思で来ているのであります。

私はこの桜丘中学校や、この前も言いましたように大坂の大空小学校のような学校が日本に存在するだけで希望が持てる気がしております。このような学校のやり方を多くの学校が素直に学べば、不登校、あるいはいじめは現代よりも少なくなるような気がします。

不登校問題、ひきこもり問題、保育士の処遇改善、小学校休業等対応助成金の問題など、発言通告に基づきまして詳しくは発言席より質問を行います。よろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

不登校につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先にひきこもりについてから小学校休業等対応助成金についてまで答弁をいたします。

ひきこもりについてでございます。

八女市のひきこもりの現状はどうなっているのかというお尋ねでございます。

八女市におけるひきこもりの現状につきましては、本年度、民生委員や支援関係機関の協力を得て、実態把握のための調査を実施いたしました。

この調査に当たっては、個別情報の収集や整理を社会福祉協議会に委託して取りまとめたいただきましたが、今回の調査報告書で市内96の方がひきこもり状態にあることが分かり

ました。

今後は、この基礎データを基に個別の支援の在り方について具体的な検討を進めていきたいと考えております。

次に、保育士、学童支援員、介護職員などの処遇改善についてでございます。

処遇改善のため、本年2月より国から補助金が支給されるようだが、その内容はというお尋ねでございます。

今回の処遇改善は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げるために、国の補助率100%で実施されるものです。

保育所等と学童保育所では、令和4年2月分から9月分の給与に対して、収入を3%程度引き上げるために、市が補助金を交付し、市内の全ての施設において実施していただくものです。

なお、10月分以降につきましても、それぞれの施設形態ごとに、国、県、市が通常負担する運営費において今回の処遇改善を維持するための原資が確保される予定となっております。

また、介護施設でも同様の事業内容で実施されますが、福岡県が実施主体となり進められていくこととなります。

いずれも、安定した福祉関連サービス基盤の維持に向け、事業推進などの取組を進めてまいります。

次に、小学校休業等対応助成金についてでございます。

小学校休業等対応助成金とはどのような助成金なのかという御質問でございます。

この助成金は、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などをした小学校などに通う子どもや新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主に支給されるものです。

これは国の制度になりますので、市民の方から御相談がある場合には丁寧に説明をし、問合せ先や申請先を御案内しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

1、不登校について、教育の機会の確保等に関する法律の考え方は。適応指導教室「あしたば」はどのように運営しているのかとお尋ねです。

適応指導教室運営につきましては、室長、指導員を配置しまして、八女市内の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に在籍する不登校児童生徒に対して、学校復帰のための指導及び援助を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（森 茂生君）

まず一番最初に、不登校問題ですけれども、1つ私が疑問に思ったのが、あしたばに通う子どもが、19人が登録して日常的にはその半分程度という話を聞きましたけれども、全体が115名という報告を受けています。残り約100人、この人たちが一体どのような支援なり、どのような状況に置かれているのかが正直言って全くこちらとしては見えてきませんので、そこら辺の対応がどのようにされているのか、まずお伺いをいたします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

まず、あしたばに入室している子以外の子どもたちへの対応という御質問なんですけれども、まず、あしたばにおきまして、見学して相談に乗ったり、体験入学と申しまして試しにちょっと過ごしてみるということをやっている子どもたちが22名ほどおります。

それと、相談室に訪問されて、そして、子どもたちと保護者の方と指導員さんと相談をされている方々が3名ほどいらっしゃいます。

あと、学校に復帰したりして、あしたばの指導員さんたち、そして、学校の先生たちと一緒に見守っている状況の子どもさん方が4名いらっしゃいます。

あと、残りの70名ほどの子どもたちにつきましては、学校のほうで保護者の方と連絡を取り合いながら今後どうしていこうかというのを相談しているということでもあります。

各学校におきましては、先ほど紹介しましたそれぞれの状況はございますけれども、それぞれの子どもたちのニーズに合わせて対応するために、不登校支援チームというのを各学校で子どもたちごとにつくって対応をそこで協議しているということでもあります。そのチーム会議の中で、スクールカウンセラーの方、そして、スクールソーシャルワーカーの方もメンバーに入っていて支援策の検討をしているということもございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

この支援チームといったのは、全ての学校に編成されているのか、そのチームは具体的にどのようなメンバーでどのような活動を行っているのか、お伺いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

まず、支援チームというのは全ての学校にあるのかという御質問でありますけれども、この支援チームにつきましては、不登校、あるいは不登校の兆候のある子どもたちがいる学校に設置するというので学校のほうではつくっております。

もう一つの、このチームのメンバーとか内容ということなんですけれども、まず、メン

バーにつきましては、管理職は必ず入ります。それと、生徒指導担当も入ります。あと担任とか関わりの深い先生方、養護教諭とかというのが学校側からは入ります。あと、その子の状況によりましては、医療関係者の方が入られることもございますし、児童相談所の方が入られることもございますし、いろんなケースが、その子その子にとって、必要な方を集めて策を練る会議でございます。

○17番（森 茂生君）

実は最近、ヤングケアラーと私も初めて聞いたんですけれども、初めて厚生労働省、文部科学省が実態調査を昨年度行ったということです。それによると、中学校2年生で5.7%が家族の世話をしているというのが出ております。ですから、計算すると、1クラスに1人か2人はそういう子がいるようです。世話をするからいかんというわけじゃないんですけれども、中には自分を犠牲にして勉強もできずに、本来なら福祉、あるいは介護がやらなければならないのを、こまい小中学生に無理やりさせてやっているという実態が出ているわけです。それで、やっぱり一人一人を確実に、ただ一般的に見るわけではなく、きちっとその人たちの立場に立って、あるいは周りの声も聞きながら把握しないと、一般論ではなかなかこれは見えてこないと思うんですよね。やっぱりそこまでこのチームの方々がやっているのか、どうも私は疑問に思います。例えば、そういうチームで具体的にどういう事案があったのか、そういった教育委員会のほうにその中でいろんなものが私はあるって当たり前だろうと思っています。そういう生の声が上がってきているのかどうか、上がってきているとするならどういふ状況があったのか、そこら辺のところがもしあればお尋ねします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

個々の具体的な内容につきましてはここで申し上げることはできません。

数件、先ほどの例で挙げられたヤングケアラーにつきましては、前回の議会の中でも話題になったと思うんですけれども、なかなかどこまでがちょっと問題でどこから先が問題じゃなくてとかというの判断は非常に難しいところでありましてけれども、少なくとも子どもたちに悪い影響を与えているだろう、子どもたちが心理的に圧迫の状態にあるのではないかと私どものほうで判断しているケースが数件あるということでございます。これについても具体的な内容については差し控えさせていただきます。

○17番（森 茂生君）

八女市にもやっぱり具体的にあるということで、ある意味では安心しました。やっぱりそれは内部まで入らないとなかなか見えてこない問題ですので、十分調査もされているんだろうと安心をしました。

学校教育法の第144条に、学校に親が子どもをやらん場合、100千円の罰金とかよく言われ

ますけれども、私の聞いた範囲でそういう話は一回も聞いたことはありませんけれども、やっぱり現実的に、例えば、100千円払った保護者があるのかどうか、実際御存じでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

私のほうで把握しているものはございません。

○17番（森 茂生君）

分かりました。念のために聞いただけです。

私がちょっと調べていましたところ、1つ、これは名古屋の例ですけれども、実は名古屋で2014年、中学1年生がいじめとして、自殺をした例があります。これは3年ぐらいたってようやく教育委員会のほうが認めた事案ですけれども、それをきっかけに、ここの市長さん、河村さんという非常に個性の強い市長さんが、これじゃいかんということで先頭切ってロサンゼルスの方を視察し、教育委員会も一緒になって、そして、子ども中心という考え方で「なごや子ども応援委員会」というのをつくってあります。それはもう総合的に支援する人が15名、スクールカウンセラー99名、スクールソーシャルワーカー21名、スクールアドバイザー11名、スクールポリス、これは警察上がりの方ですけれども、それが11名、全部で157名。110中学校があるそうですけれども、常勤のスクールカウンセラーを常駐させて、あとはそのブロックごとにそういう人たちが動くという支援体制を構築されて非常に効果を上げていらっしゃるようです。

令和2年度3万7,211件の相談なり対応、あるいは家庭訪問、そういうのを専門のチームが中心になってやっているということです。この予算が実に多くて1,540,000千円もかけてこれをやって、熱の入れようは大変なものです。やっぱりああいう自殺があってから、やっぱりこれじゃいかんと、名古屋は管理教育の非常にひどかったところですが、そういうふうで、180度的に変えて、そして廊下には、子どもの声を聞けというポスターがずらりと貼ってあるそうです。今までは先生の言うことを聞けだったが、今は子どもの声を聞けというポスターが貼ってあって、やっぱり子ども中心にこの専門家の方々が対応している、こういうのがあるようです。正直言うてびっくりしました。やっぱりこういうやり方もあるのかなと思いますけれども、ま、そこまで八女市でやれるかどうかは別として、規模が違いますからそれはそれですけれども、これだけ多い中、100人以上超した場合、今までのようなやり方も必要ですけれども、やっぱりきちっと専門的に対応する部署、それはもう人数はそんな何十人も要らんわけですので、何人か、そして、場合によっては寄って対応する。やっぱりそういう配置もきちっと名古屋的に、名古屋のようにやっぱりそういうことをしなければ、通り一遍、学校任せ、他人任せ、そういうことではやっぱりもう限界があるのかなとい

う気がして私はなりません。ですから、例えば、名古屋的なように、専門の職でもう、専門に何人かが当たるような、そういう体制を考えられないかどうか、これは教育長、お尋ねいたします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

名古屋の例を今お聞きしたんですが、15億円ですか、すごい金額だなと思って感じているところなんですけれども、八女市の場合も、実はスクールカウンセラーの県費——県の予算以外に市費で組んでいただいております。市費でスクールカウンセラーの費用を組んでいただいているのは、例えば、この南筑後管内でも全てではありません。また、SSW（スクールソーシャルワーカー）も今3人市費で雇っていただいております。こういうところもございません。

いろいろ課題はあるんですけれども、そういった方々を今活用しながら、八女市教育サポートセンターというのを議員行かれた、あしたばのところに相談室も含めてつくっております。言うならばそこがセンター的な役割を果たしていると。そこに子どもの相談があったり先生方の相談があったり、そのことからまた教育委員会の中にも指導主事等とも相談し合って、あるいは家児相も含めて、先ほど課長が申しましたように、その時点でいろんな必要な、警察が必要な場合もありますので、そういったチームを組んでやっていると。

だから、そういう意味では、八女市教育サポートセンターというのを今これからも充実をしていかなくちゃいけないなというふうに思っているところです。

○17番（森 茂生君）

よろしく申し上げます。

もう一点だけ言い忘れましたが、この名古屋ではスクールカウンセラーなどがもう不足しているそうです。そうしたところが、名古屋には市立の大学があるそうです。その大学院の中に養成講座までつくって、人員から不足しているからつくっているという熱の入れようです。やっぱりぜひとも一大事と思って八女市の場合も手を抜かずに頑張っていただきたいというふうに思います。

あしたばの問題ですけれども、あしたばの役割、基本的にどういう立場なのか、お伺いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

あしたばにつきましては、自分の意思で学校復帰ができますように、自分で学習する力があるとか、友達と関わる力とか、前向きに生き抜こうとする力などが身につくように指導、

支援していく機関でございます。

○17番（森 茂生君）

八女市適応指導教室の設置及び運営に関する規則というのがありまして、「学校復帰のための指導及び援助を行うこと」というふうになっています。これはもう全国的にこういったものですが、この根拠をお伺いします。

○議長（角田恵一君）

森議員、今のは法律という意味ですかね。

○17番（森 茂生君）

根拠です。法律ではなくても、何に基づいてやっていらっしゃるのか。

今から言おうとしているのが、教育の機会の確保等に関する法律、これに基づいて不登校児童生徒への支援の在り方についての通知が令和元年10月25日付で来ていると思います。これをよく読むと、過去にも不登校に関する通知が4回ほど来ているようです。しかし、よく読めば、本通知をもって今まで出したのはもう廃止しますよということです。

どういうことかという、ちょっとニュアンス的に違いがあった、そして、誤解受けるところがあったから、もう今までのを廃止して、今度の支援の在り方について、これが一本化されたと説明されてあります。この中に「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」というのがあります。その中に「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立すること」、これが法律に基づいた、そして、この通知に基づいた今の基本方針なんです。学校復帰というのはもう今、一言も出てきません、違いますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

学校復帰だけが目的ではないというのは、議員おっしゃるように、ここの基本的な考え方に示されているとおりで我々も思っています。ですから、相談を受けたときに、あしたばに通って、そして、学校復帰を目指すということであれば、その方向で応援いたしますし、そっちの方向じゃなくて別の方向を――民間とかICTとか、そういう方向を望まれるのであれば、そっちがスムーズにいくように相談に乗っていくという方向で我々は基本的な立場で支援をいたしておるところであります。

○17番（森 茂生君）

今年度から学習指導要領が始まっております。新しい学習指導要領が、来年度中学校、再来年度高校ですかね。（「中学校は今年」と呼ぶ者あり）中学校は今年、もう去年からですかね、じゃ、今年。来年が高校ですかね、すみません、1年ずれておりました。ですから、この学習指導要領の中にも、不登校児童への配慮ということで、どう書いてあるかということ、

社会的自立を目指す観点からなんです。学校復帰とは今、いわゆる時代遅れなんですよ。もうそういうのは過去のものですよということ、今は社会復帰を目指すところでないといかんわけです。支援センターとかなんとかはありますけれども、教育支援センターのひな型もここに出ています。どういうことを書いてあるかという、社会的自立に資することを基本とすると書いています。ですから、学校復帰はもう目指さなくてもいいわけです。去年、前回、法律の問題る言いましたけれども、学校以外にでも出席扱いとするとということができるとい、四、五年前この法律ができたときに大きな方向変換しているんですよ。度々通知も出すけれども、なかなか進んでいないのが正直言って現状です。ですから、度々この指導要領の一番新しいのにも社会的自立という、これが位置づけなんですよ。ですから、順次どこでもこのあしたばのようなところはもう規約改正しているんですよ。規約改正して根本的にやり方を変える。大体全国的によその地区も実際ほとんど機能していないんですよ。ですから、そういうことです。これは後で調べられてどうなのか、はっきりさせてください。これは基本的な問題です。後でいいですから、調べるかどうか。

○教育部長（原 信也君）

お答え申し上げます。議員御指摘のとおり、後で調べさせていただきたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

私でも調べられましたので、恐らく間違いはないと思います。ですから、まずその在り方をきちっと精査されて、どういった支援教室をつくっていくのか、ぜひ本腰を入れてやっていただきたいと思います。今までの延長線ではもう通用しないということをぜひ思っていたきたいというふうに思います。

栃木県の高根沢町「ひよこの家」運営方針というのを持ってきました。どうも顔を見ると納得していらっしやらないようですので。

これは非常に変わっているといいましょうか、ここの町長さんが肝煎りで、もう10年以上前につくられております。ここは民家を改造して、なるだけ行政機関、あるいは教育機関から離れた、山間部までいきませんが、離れた地区に民家を買って設置をしております。

ひよこの家の理念、「このスペースは、表面的な学校復帰を目的としません」ということが一番の基本理念です。そこでするうちに自然と帰っていく子が増えていくようです。

御存じかどうかは知りませんが、不登校新聞というのがあります。これは月に2回来ます。昨年12月からちょっと取っていますけれども、ここにこの編集長自身が不登校だったということで、不登校の立場に立ったものが全部書いてあります。適応指導教室で調子がよい、毎日通うと非常に調子がいいから、その次に言うのは、もうそろそろ学校復帰しよう

かということで、その子にとっては、俺を復帰させるためにやっぱりしよったんだなといって嫌気が差してもう行かんごとなったというのとか載っているんですよ。ですから、復帰を目的にするとどうしてもやっぱり無理がいくというふうに、こういう一連のところは全てそういうふうを書いていらっしやいます。

実はここの町長さんもこの不登校新聞を読まれていたそうですけれども、今は自民党の参院議員をされているようです。この人の手記が載っていますけれども、今までのように、例えば、適応指導教室、40人ぐらいおって1人か2人しか通ってきていなかったと。これがいかんということで、さっき言うようにごろっと変えて、そして5人体制、3人が常勤で2人が臨時ということで、そして、大体町内だけだったのがよそからどんどん入れてくれと来るから、町外ももう無料ということで受入れをしてあるそうです。一番遠い子は自宅から30分、自転車をこいで駅まで行って、駅から40分かかってこの町の近くまで来て、また30分かけてこのひよこの家に来ているそうです。もう1時間40分かかる。一日も欠かさずその子は来ていたそうですけれども、そういうことで、学校給食も何とかできんかということで学校給食もここはしてあるんです。そして、今までが81名が卒業、そのうち復帰したのが相当いるそうです。81名がひよこの家を卒業したんですけれども、1名が就職して、あと全部残り、高校に入学したそうです。

これが一つの例です。これは全国的に珍しい例かもしれません。かもしれませんけれども、こういうのがあるということをぜひ知っていただきたいし、ぜひこういうところも参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

今、議員教えていただいたことについては十分参考にさせていただいて、これからの施策に反映させていくことができたらと思っております。

ただ、あしたばにつきましては、学校復帰だけを全員の通級生に対して求めているということではございません。タイミングとか、そういうものもございまして、あくまでもその復帰を決める、どういう方向性にすると決めるのは、ここの教育機会確保法にあるように、子どもたち自身が判断して方向性を示していくというのが基本でございますので、それに沿って一番社会に出る手前の社会の単位が学校と考えると、小さな社会に復帰していくということで、あしたばのほうでは頑張らせていただいているところでございます。

○17番（森 茂生君）

そういうことであれば、この規則ももうはっきり言って改正してくださいよ。規則がそうなっているんですから、学校復帰のための指導援助を行う施設になっているんですよ。ですから、そこのところも、もうよそは規約ずっと変えていっているんですよ。全部じゃありません、全部じゃありませんけれども、今徐々に変わっている、そのことだけはぜひ御理解を

いただきたいというふうに思います。

もう一点だけ言いますけれども、この不登校新聞、ここにちょっと気になる記事がありました。

これは精神科医の松本俊彦さんというのが長い論文をここに書いていらっしゃるけれども、その中でちょっと気になるのが、若者の自殺、精神科医ですので、これが「10代や20代で亡くなられた方々の多くは不登校を経験していた」ということです。大体それは想像つくと思いますけれども、問題はその後です。その後、「じつは、そのうちの75%の方が学校復帰をしていました。一時的に不登校になったものの、わりと速やかに学校復帰していたんですね。」ということ。そのうち75%が自殺——復帰していた。復帰はしていたけれども、自殺したというこの現状、これをぜひ重く見てほしい。

なぜかという、復帰をすると非常に子どもたちに無理がいくという考えなんです。ですから、本人に、それは無理して復帰はさせていられないでしょうけれども、やっぱりゆっくり子どもたちと向かい合ってやらないと、表面上、復帰しようかと復帰しておったけれども、やっぱり心のわだかまりが残ってということで、75%というのは相当高い数字です。私もびっくりしました。ここをかなり強調してあるんですよ。そういうことですので、ぜひともそこら辺のところもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、この問題で最後ですので、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（橋本吉史君）

議員御指摘のとおり、不登校が社会問題となっているということは事実だろうと思います。かなりの課題があって、不登校の子どもが、例えば、10人いれば10通りの要因があるわけですよ。ですので、先ほど課長が申しましたように、それぞれにチームを組んで、そして、その要因に従って対処をしていくということがとても大事なことなんだろうと思います。

先ほど議員御指摘の学校復帰ではなく社会的自立が今求められているんだと。そのとおりだろうと思いますが、私は社会的自立をする一つの方略として学校復帰というのはあるんだろうと思っています。

ですので、読み方にもよるとは思いますけれども、学校復帰を、これを否定するものでは絶対ないだろうと思っています。そういう解釈でやっております。

先ほど言われました規約の改正等、これはそれこそまずは平成2年ぐらいですか、公の教育支援センターが文科省を通じて設立せよと。平成30年ぐらいでもまだ全国の自治体の6割から7割ぐらいしか公立の教育支援センターというか適応指導教室は設置されておられません。その設置されて、そして、適応指導教室から教育支援センターと名前が変わったのが多分、平成の中頃だろうと思います、十何年だろうと思います。うちが、八女市が設立したのが平成12年です。そのときのまま少々の改正を加えながら規約を運営しておりますので、あした

ば自体もいろんな課題もございます。それも解決しながらこの規約のこともまた改正すべき点があれば改正していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○17番（森 茂生君）

ちょっと補足しますけれども、社会復帰というのは、これは不登校に限らず、小学校、中学生、皆さん学校に行くのが目的ではないんです。社会に自立するために小学校に行ったり学校に行ったりしているわけですので、不登校だけが社会的自立を目指すんじゃないんですよ。皆さんが社会的に自立をしていく、そのための方法として学校にも行っている。ですから、普通の小中学生も社会的に自立するために学校で学んでいるということだろうと思います。それで、ちょっと誤解があったらいけませんので、皆さんが社会的に自立をしなければならぬわけですので、そこの辺。

もう一つちょっと言い忘れましたけれども、この受皿として、前回申し上げましたように、小規模校が全国的に今注目されているのが、不登校対策になるということなんですよ。この前も言いましたように、少人数でゆっくり見れるから。そこら辺の考えもぜひとも頭の中には入れていただきたいというふうに思います。

次に移りますけれども、これはひきこもり問題ですけども、今、8050問題というのがよく言われていますけれども、御存じでしたらどうか、御存じでなかったらいいです。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

私が知っている8050問題というのは、御家庭の中で80代の方の年金を目当てというか、年金で50代の仕事をしていないような方が生活している状況で、80歳の方が亡くなった場合にその50歳の方はどうしていくんだろうということで、そういうことが社会的な問題になっているんじゃないかということで取り沙汰されている問題だと認識しております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

なかなか表に出ませんが、日本の非常に深刻な問題がやっぱり進んでいるのかなというふうに思っております。

2019年に内閣府の調査、40歳から60歳のひきこもりの中高年の、これは推計ですけども、約61万3,000人という数字が出ています。八女市の場合は96人ということで、これが多いのか少ないのか、ちょっと私には分かりませんが、私も何人か、恐らくあそこだろうというのが分かります。やっぱり本人だけではなく、家族もちょっといろいろ苦勞されるんですよ。その本人も一番苦しいんでしょうけれども、その家族も含めると相当深刻な問題が横たわっているような気がします。

そして、これは八女市の調査でひきこもりの期間、10年以上が39名と一番多いんですよ。

やっぱり深刻な問題だというふうに思います。

それで、10代のひきこもりは85.7%が不登校だったということで、年齢が低いほど不登校からひきこもりにいくとずっと言われているようです。基本的にひきこもりと不登校は違いますけれども、健全に学校を上げて、社会に出て、上司、あるいは人間関係でストレスを受けてもう部屋から出られなくなったというケースももちろんあります。ありますけれども、やっぱり今の世の中非常に生きづらい世の中になってきて、この問題、非常に今後大きな問題になってくるような気がします。

ですから、まずは一番の直近で言うなら、不登校を解消し、やっぱりそういう人たちを八女市から少なくするというその流れですか、それが非常に大切だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ちょっと時間が超過しましたので、処遇改善についてお尋ねします。

まず、保育所と介護はちょっとニュアンスが違うようですので、まず保育所関係からお伺いします。

これを読むと、収入の3%、月額9千円引き上げるための云々が出てきます。ですから、これを読んだ人は一律に9千円上がるのかなという錯覚を起こします。よく読むとそうではないんだよという部分も出てきます。

保育所に限ってでもいいんですけれども、ちょっとこの賃上げがどのように——2月からということですので、2月から現に上がるのか、そこら辺のところを含めたところでどういう状況なのか、お伺いをいたします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

まずは、どのような計算で各保育所の補助基準額が決まっていくのかと申し上げますと、各保育所、扶助費等一緒でございます。ゼロ歳児、未満児さん、3歳児、4歳以上という形で単価を掛けて、言わば扶助費を決めていきますけれども、今回も同じような形で指示が来ております。保育所の基準に応じて、施設の定員に応じて、今年度の平均的な月平均人数をその単価に掛けて今年度のこの処遇改善の金額を決めていく形での計算になっております。各保育所、言わば幾らというのが原資として決まると、その決まった分を各保育所で配分をしていただく形になっていきます。

ただ、そんなふうに話をしてもちょっと分かりませんので、単純に2月から9月分までの金額を保育所の人数で8か月で割ってみました。金額的に見てみますと、1人平均で11,904円、学童保育所で11千円、保育所では476人の方がいらっしゃいます。言わば、保育士、調理師、事務員の方全てでございます。学童保育所では136人いらっしゃいます。

そのような形で金額が決まってまいりまして、原資を各保育所で配分をしていただくと。

八女市内に26施設保育所ございますけれども、給料の傾斜的な配分も可能なんだと、特定な人を上げるというふうなことは、理論上通らない問題については駄目なんだということ言われていますけれども、傾斜配分なるものをされているところが26施設で9施設、あとはもう一律的に常勤の方については一律幾らという形で配分がなされております。

それとあと、2月分と3月のこの引上げ分につきましては、3月のうちに支払いをすることということで決まっております。ただ、翌月払いのところもあろうかと思えます。2月分を3月に、3月分を4月にというところについては、それまでに2月分、3月分を基本的には3月まで支払っていただく、遅くとも4月に払うところについては4月まで払っていただくと。あと、4月以降の金額につきましては、毎月決まった基本給、もしくは手当で毎月お支払いをすることということが決まっております。

内容は以上でございます。

○17番（森 茂生君）

今言われましたように、最低でも3分の2以上を基本給、または毎月決まって支払われる手当により行うこととなっておりますので、ということは、残り3分の1、これはどこかに消えていくんですか、それとも違う格好で全額支払われることになりますか。簡潔にお願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今回、八女市内で実施する内容につきましては、10分の10が全て毎月決まって支払われる手当でもって配分がなされる予定でございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

一番心配するのが、末端まで届かないという、いつもこれが出てきます。理屈上はそうなっている、本当に末端まで届いているのか、これはどう確認されますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

この件につきましては、基本的には各施設の全ての人に対して幾ら差し上げるんだという調書がございます。その分を県までお届けをして、その分の履行確認をやっていくことになるかと思えます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

これをよく読みますと、公立の施設、事業所も対象となりますとわざわざ書いてあります。普通は、公立はなかなかいろんな関係で今までこういうのは一律にされてきていない傾向が

ありますけれども、わざわざ公立の施設、事業所、公立の保育所だろうと思います。これは上がりますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

公立保育所につきましては、日額の臨時職員さん、この方についての引上げを予定しております。現時点では日額8,304円でございますけれども、8,757円、日額にしまして453円、この分を引き上げてまいります。月額にしますと21日掛けますので、約9,513円ほどになるかと思っております。この分についての引上げを予定しているところでございます。

○17番（森 茂生君）

今、臨時さん、アルバイト、上がるのはそういう人だけですか。ほかの人は上がらないという意味でしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

正職、会計年度さんの中には、嘱託さん、臨時さん、日々さんいらっしゃいますけれども、正職、嘱託、以前嘱託と言われて月額で決まった人については、金額は上がらないところでございます。

○議長（角田恵一君）

森議員に申し上げます。

令和4年度当初予算との関連もございますので、その当初予算審議に触れないところでの内容でお願いしたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

わざわざ書いてあるんですよ。ですから、これに反するんじゃないですかね——ま、いいです。ちょっと私はおかしいと思います。わざわざ書いてあるから当然上げるべきだと思います。何か不都合なところはあるんですか。

○議長（角田恵一君）

再度申し上げます。これについては予算審議の中で議論をしていただくとなりますので、よろしく申し上げます。

○17番（森 茂生君）

分かりました。ちょっとこれは問題になるような気がします。

派遣社員も対象になるのか、お伺いします。

○議長（角田恵一君）

なるか、ならないかだけ答弁をお願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

この事業に関しましては派遣社員も対象になるということでございますけれども、市内の保育所関係、学童保育所関係、それぞれの職員ということで報告をいただいているところでございます。今おっしゃったとおり、派遣職員も対象になることで事業上はなっているところでございます。

○17番（森 茂生君）

ちょっとよく分からなかったんですけども、対象になるけれども、実質はしないということですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

実質、各保育所で日々さんとかが、例えば、月に数日幾つもの保育所を掛け持ちされている方がいらっしゃいますけれども、そのような人たちはそれなりの日数でそれぞれの保育所から処遇改善をいただく形になっております。

具体的には、派遣職員についても対象にはなります。ただ、今回、派遣職員がおるということがちょっと確認できておりません。申し訳ございません。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

よく分かりませんが、分かりました。時間がありませんので、介護職については同じ3%の9千円とか言われていますけれども、介護についてどうなっていますか。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

介護の分野におきましても処遇改善は実施されますが、違いということから御説明差し上げますと、「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）介護サービスは多少ございますが、サービスごとに標準的な職員配置を基準として、介護職員1人当たり月額9千円相当の昇給が可能な原資が補助金として交付されるということと、1つ、事業所内では介護職員以外の職種の職員もいらっしゃいますけれども、ここは事業所の裁量でその分配についてはおおむね柔軟な対応ができるということ、それと、財源が全て国庫であるということが主な違いになると思います。

あと、補助金の対象となる要件でございますが、既に2月から賃金改善を実施していることということがございます。それと、先ほども出ましたけれども、3分の2以上はベースアップと言われる経費に充てることということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（角田恵一君）

森議員に申し上げます。

先ほど申しましたように、予算審議の機会がありますので、もしそれ以上この問題につい

て個別にある場合については、予算審査特別委員会の中で所管の厚生常任委員会のほうに質疑をもってやっていただくようお願いいたします。

○17番（森 茂生君）

なかなか制約があって——いいです。

全日本病院協会というのがありますけれども、ここでは医師の平均紹介手数料3,520千円、看護師760千円、これは大々的に今報道されて、それでも人手が足りない。これはもう保育所にしろ介護職員にしても全く一緒です。そして、この人材紹介会社、これが、例えば、ケアマネジャーとか、高い人になると、2割から最高4割ということで、2割にしても推定年俵が、例えば4,000千円だとすると800千円の紹介料ということが言われております。それで、賃上げをする根拠としてこの人材不足が1つありますけれども、人材が足りないと今度はごまかしになって不正受給ということも起きてきます。ぜひそこら辺のところを、ちゃんと給料が届くのか、あるいは、そして、ちゃんと人員が配置されているのか、これをやらないとこれは不正受給になるから、そこら辺のチェックをどうされるのか、お尋ねします。

○介護長寿課長（平 武文君）

一般的なことでございますけれども、介護施設には配置人員の基準がございますので、これが守られているかどうか、適正に進められているかどうかというのは実地指導を含めてしっかり管理体制は監査等を行っていきたいと思っております。

○議長（角田恵一君）

森議員、あと1点ございますので、よろしく申し上げます。

○17番（森 茂生君）

指導監査、これはちゃんと目を光らせておってください。よろしく申し上げます。

最後の問題ですけれども、小学校休業等対応助成金、これもなかなか皆さん御存じないというのが率直なところです。学校の休業、クラス閉鎖、保育所関係、相当数、今度休業が出ております。そして、そこで休業すると、例えば、母親が仕事に行かれずに困る、それをちゃんと支援するための助成金ということですが、周知の方法、これは皆さんまだほとんど御存じないんですよね。どうこれを周知されるのか、お伺いします。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明させていただきます。

現在、八女市のホームページのほうで御紹介をさせていただいております。まだこの周知が足りないなどは感じておりますので、適用する事業所等にこれも含めて、それから、休業の支援金とか傷病手当金の制度等も含めまして周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

ホームページでは恐らく周知不足と思います。ですから、例えば、学校に周知をするということですか、学校の保護者にきちっと伝わらなければならないわけです。それ、チラシか何か用意されてあるんですか、用意されるんですか、具体的にお尋ねします。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

いわゆる学校等という施設の施設長に対してチラシを配付して周知をしようと考えております。

○17番（森 茂生君）

問合せは来ていますか。現におたくかどこかにそういう問合せ、ほとんど来ていないんじゃないですかね、いかがですか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

2月に入りまして電話の問合せが4件でございます。ただ、この小学校休業等対応助成金のことだけではなくて、コロナに感染して休業することになったので、何か支援はないとか一般的なお話から、小口の融資とか、それから、雇用調整助成金を使った制度、それから、休業支援金・給付金、そして、有給のこの制度というふうな説明の段取りで対応しているところでございます。

○17番（森 茂生君）

もう時間がありませんので。

保護者が申請して、これは事業主が納得しなければなりません。ところが、企業主がもう面倒くさいからしませんよというのがあるようです。

1つ例を出せば、300人ぐらい使っているところのアパレル関係がしてくれと言ったら、ほかの人との不平等感が出るからやらないという、そういう事業所があるみたいです。やっぱり事業所が素直にしてくれれば問題ないんですけども、事業所がしない場合がもうどうもこうも。個人でも受け付けますということにはなっているようですけれども、最終的に事業所が認定しなければどうも駄目という部分もあります。ですから、これは国の制度でここで言ってもちょっと仕方がありませんので、周知のほうだけは皆さん行き着くようにぜひよろしく願いをしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会期日程に従い、明日2日は議案審議

を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 58 分 散会